九州地方整備局における働き方改革の取り組みについて
～建設業における最近の話題～

１．	令和６年自然災害に対する九州地方整備局の活動	―	Ｐ １
２．	令和５年度補正予算及び令和６年度当初予算 令和７年度予算概算要求	―	Ｐ13
３．	主要事業の完成	―	Ｐ19
４．	国土強靱化	―	Ｐ24
５．	第三次・担い手３法	―	Ｐ28
６．	働き方改革～九州地方整備局の新たな取り組み～	―	Ｐ37
７．	円滑な施工体制の確保	―	Ｐ72
８．	九州圏広域地方計画	―	Ｐ75
９．	インフラメンテナンス	―	Ｐ84
１０．	その他	―	Ｐ91

令和6年11月15日（金）

国土交通省　九州地方整備局
阿　部 成　二

1. 令和6年自然災害に対する
九州地方整備局の活動

令和6年能登半島地震　地震・被害状況

・2024年1月1日16時10分、マグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生。
・石川県志賀町（しかまち）で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
・石川県能登に対し大津波警報、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報が発表。

○震度図

■ 震度分布図（地域別）

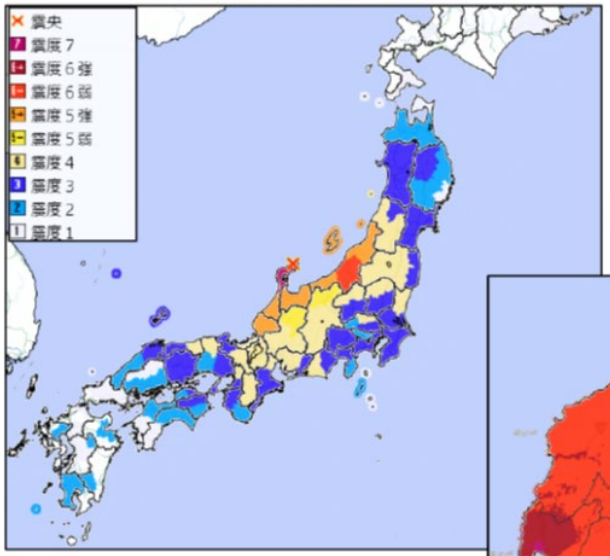

※九州地方は震度2～1

■ 推計震度分布図（能登半島）

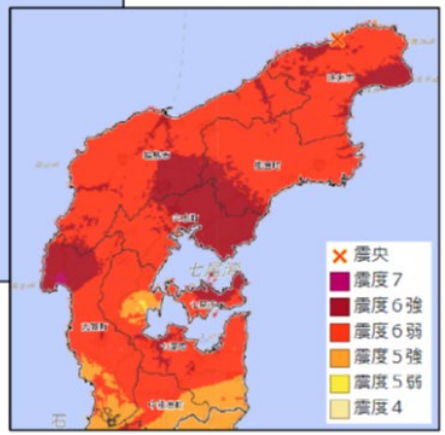

○津波発表図

■ 津波警報等発表状況

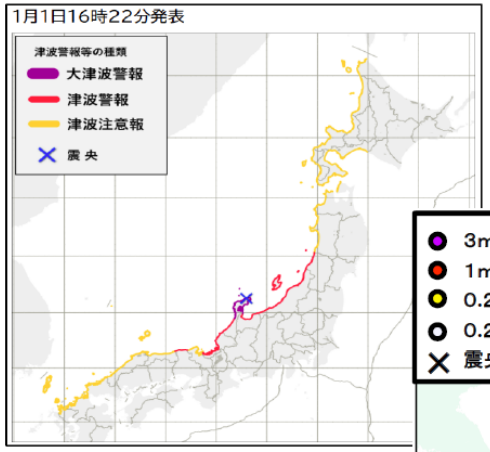

※九州地方は津波注意報

■ 津波の観測状況（1月12日現在）

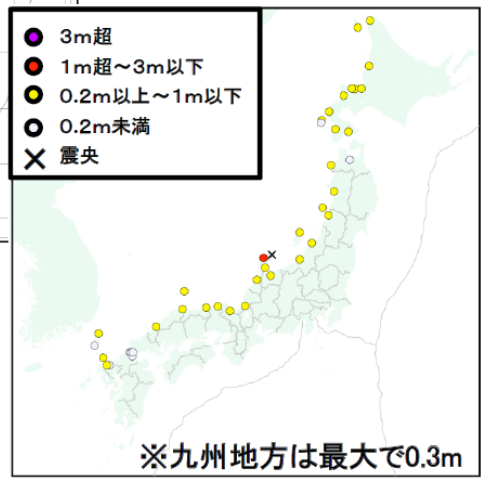

※九州地方は最大で0.3m

○一般被害　(1/27,14:00時点)

・人的被害　死者数236名（災害関連死の疑い15名）、重傷者319名、安否不明者19名
・住家被害　全壊 117棟、半壊 1,742棟、一部破損16,187棟　計　18,046棟
・孤立状況　14名孤立（石川県輪島市　4地区）（※実質的に解消（1/25石川県））
・避難者数　14,588名（新潟 22名、富山 10名、石川 14,588名）
・水道断水　石川県内の８自治体において約43,190戸が断水中

令和6年能登半島地震への災害対応　～「海翔丸（かいしょうまる）」支援物資輸送～

国土交通省

○令和6年1月1日に能登半島地方を震源とするマグニチュード(M)7．6、最大震度7の地震が発生。北海道から九州地方にかけ広い範囲で震度6強～震度1を観測。能登半島を中心に多くの建物が倒壊し、道路の寸断及び停電、断水等が発生した。また、石川県能登地方に対して大津波警報、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報が発表された。

○この災害を受けて、九州地方整備局が所有する浚渫兼油回収船「海翔丸」を令和6年1月3日、被災地（石川県）へ派遣し、被災地への支援物資輸送を実施。また、同日よりTEC-FORCE 隊員を北陸地方整備局へ派遣。

■九州地方整備局の災害支援活動

①TEC-FORCE派遣

・海翔丸船員28名
　TEC-FORCE　3名（本局1名、関門航路事務所2名）を被災地(石川県)へ派遣。
・本局から北陸地方整備局へTEC-FORCE　3名派遣。

②輪島市への支援物資輸送及び提供

・飲料水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ）　1,270本及び食料品　約1,400食分、衛生用品（おむつ）約1,300枚等 支援物資を輪島市へ提供

TEC-FORCE（港湾空港班）出発式

支援物資積込状況（北九州港）

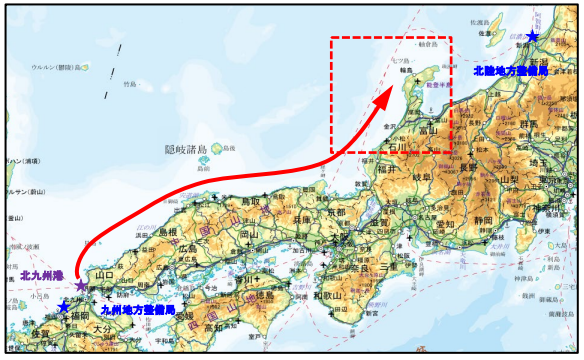

■支援物資輸送及び作業行程

1月 3日　11:00　支援物資積込
　　15:50　北九州港より被災地の石川県に向け出港

1月 5日　13:20　七尾港へ入港、支援物資の荷下ろし開始
　　七尾港から輪島市へ北陸地整にて陸路で支援物資を輸送

1月 8日　14:05　七尾港を出港
1月10日　13:30　北九州港へ帰港

北九州港出港

支援物資荷下ろし状況（七尾港）

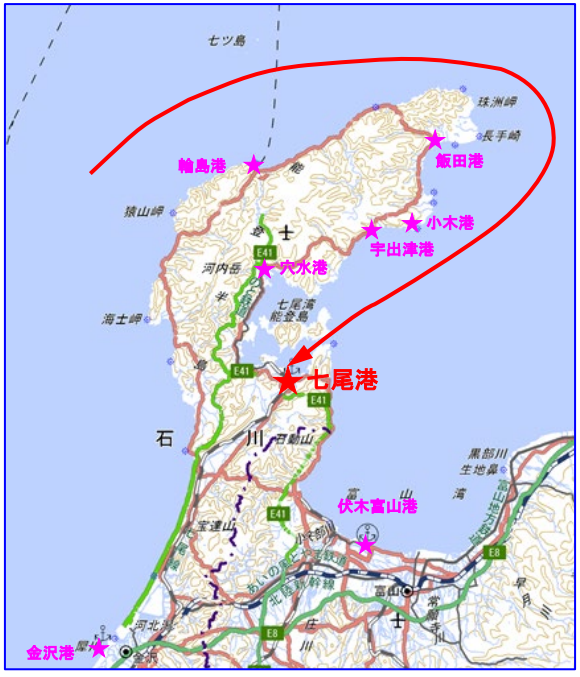

浚渫兼油回収船「海翔丸」

海翔丸の諸元

・総トン数　:4,659トン
・船長　　:103.02m
・幅　　:　17.40m
・喫水　　:　　5.7m

支援物資陸送
（七尾港から輪島市へ）

令和6年能登半島地震　九州地整 TEC-FORCEの派遣状況

令和6年能登半島地震対応
国土交通省九州地方整備局　TEC-FORCE

TEC－FORCE　派遣状況　（全国:3/29現在、九州:3/31現在）

全国　：　延べ　24,825　名･日　　九州　：　延べ　2,270　名･日

TEC－FORCEの主な活動内容

被災状況調査班(道路):64班232名(延べ1,533名･日)

被災状況調査

1/28手交式(通行可能調査)

2/26手交式(被災状況調査)

被災状況調査班(海岸･河川):2班10名(延べ70名･日)

被災状況調査

1/31手交式(被災状況調査)

被災状況調査班(ﾄﾞﾛｰﾝ):8班27名(延べ188名･日)

ドローン活用し被災状況調査

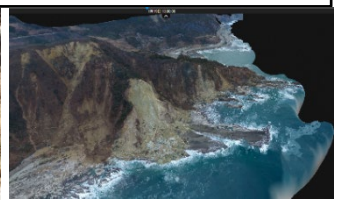
3次元点群データ

給水支援班:7班14名(延べ88名･日)

給水支援(志賀町)

移動式ﾗﾝﾄﾞﾘｰに給水(輪島市)

ｺﾝﾃﾅ型ﾄｲﾚに給水(能登町)

九州の多様な災害リスク〈台風・豪雨・火山噴火〉

■地域別台風上陸回数（H13.1～R05.8）

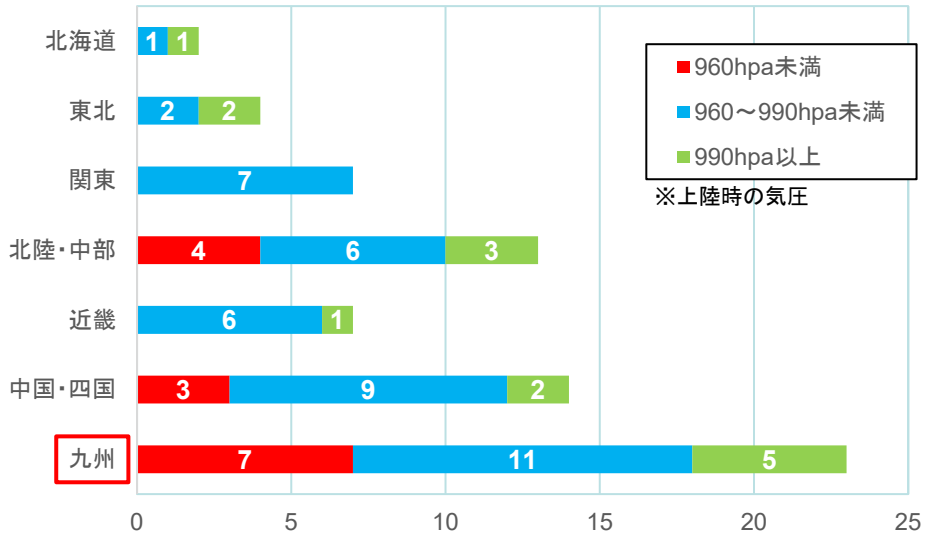

※出典：気象庁HP

■降水量（年平均降水量）

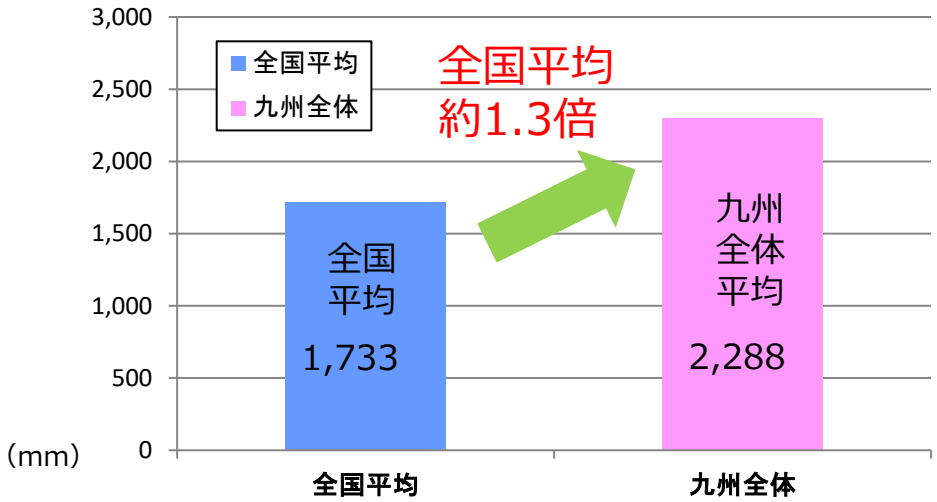

※出典：令和５年版日本の水資源の現況（1992～2021年の平均値）

■活発な火山活動

噴火警戒レベル２以上の火山 〔令和６年１０月２日現在〕

◆レベル3（入山規制）

さくらじま
桜島
くちのえらぶじま
口永良部島

◆レベル2（火口周辺規制）

すわのせじま
諏訪之瀬島
さつまいおうじま
薩摩硫黄島
あさまやま
浅間山
いわてさん
岩手山

※参考　レベル５（避難）
レベル４（避難準備）
レベル３（入山規制）
レベル２（火口周辺規制）

※出典：気象庁HP

九州地方では、大規模災害が頻発

九州地方整備局
Kyushu Regional Development Bureau

① 2016年(H. 28)　平成28年熊本地震
② 2017年(H. 29)　平成29年7月九州北部豪雨
③ 2018年(H. 30)　平成30年7月豪雨
④ 2019年(R.　1)　令和元年8月の前線に伴う大雨
⑤ 2020年(R.　2)　令和2年7月豪雨
⑥ 2020年(R.　2)　台風第10号
⑦ 2021年(R.　3)　令和3年8月豪雨
⑧ 2022年(R.　4)　台風第14号
⑨ 2023年(R.　5)　令和5年7月豪雨

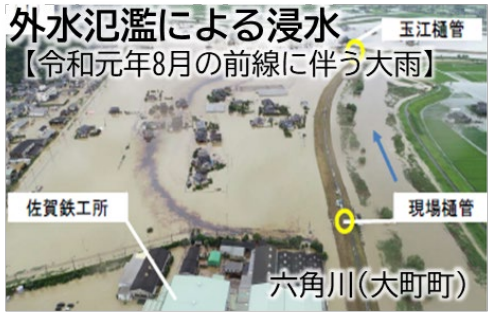

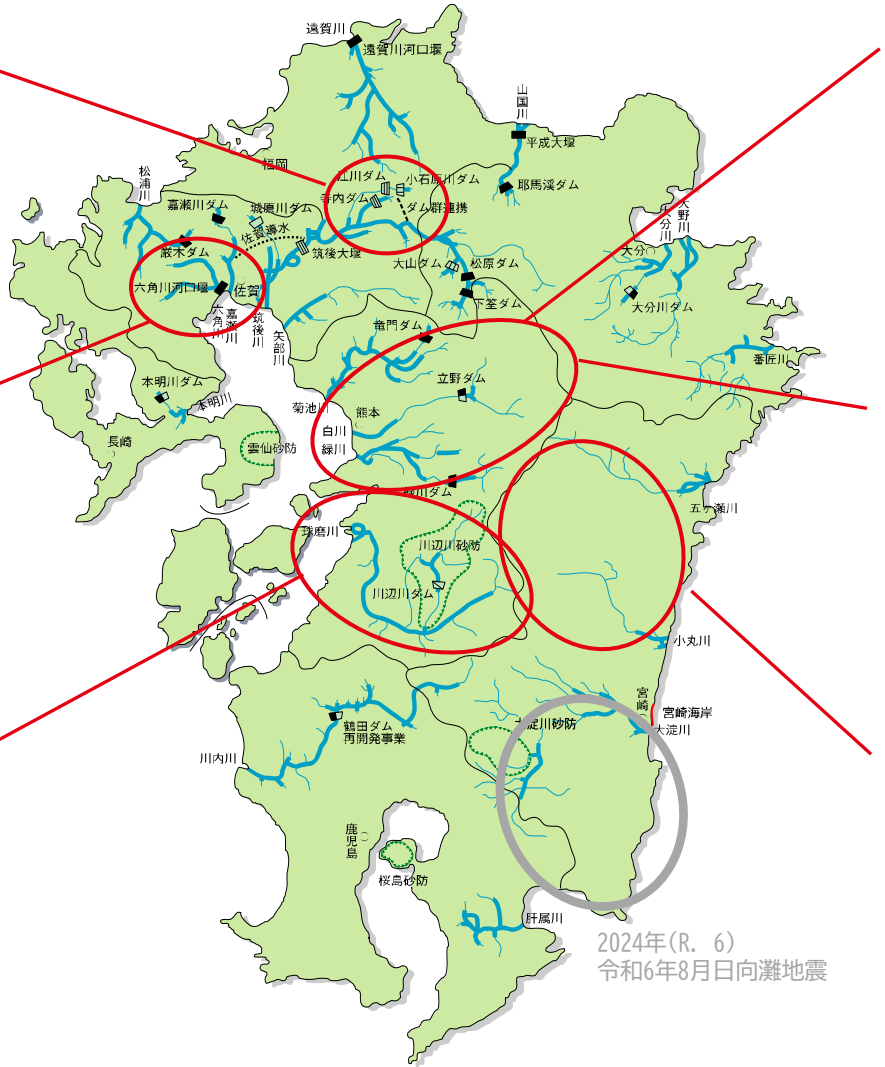

令和6年8月8日宮崎県日向灘を震源とする地震の概要

１）発生日時：令和6年8月8日(木)16時42分　震 源 地：宮崎県日向灘(北緯31°8、東経131°7)
震源の規模：マグニチュード7.1　〈各地の震度〉※震度5弱以上
震度６弱：宮崎県日南市
震度５強：宮崎県宮崎市、都城市、串間市、鹿児島県大崎町
震度５弱：宮崎県小林市、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、垂水市、曽於市、霧島市、姶良市、東串良町 肝付町
その他：宮崎県南部山沿いで長周期地震動階級３を観測

２）一般被害情報（消防庁 HP 8/13 14:00 時点）
人的被害　・重傷 3 人（熊本 1、宮崎 2）・軽傷 12 人（熊本 1、宮崎 7、鹿児島 4）
住家被害　・全壊 1 棟（鹿児島 1）　・半壊 2 棟（宮崎 2）　・一部破損 71 棟（宮崎 67、鹿児島 4）

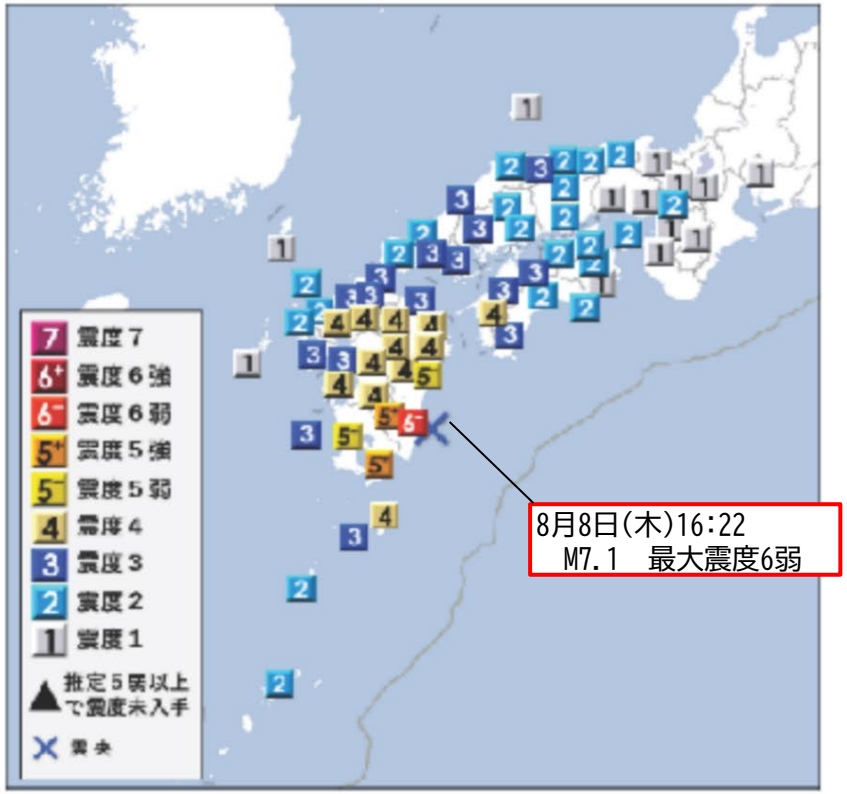

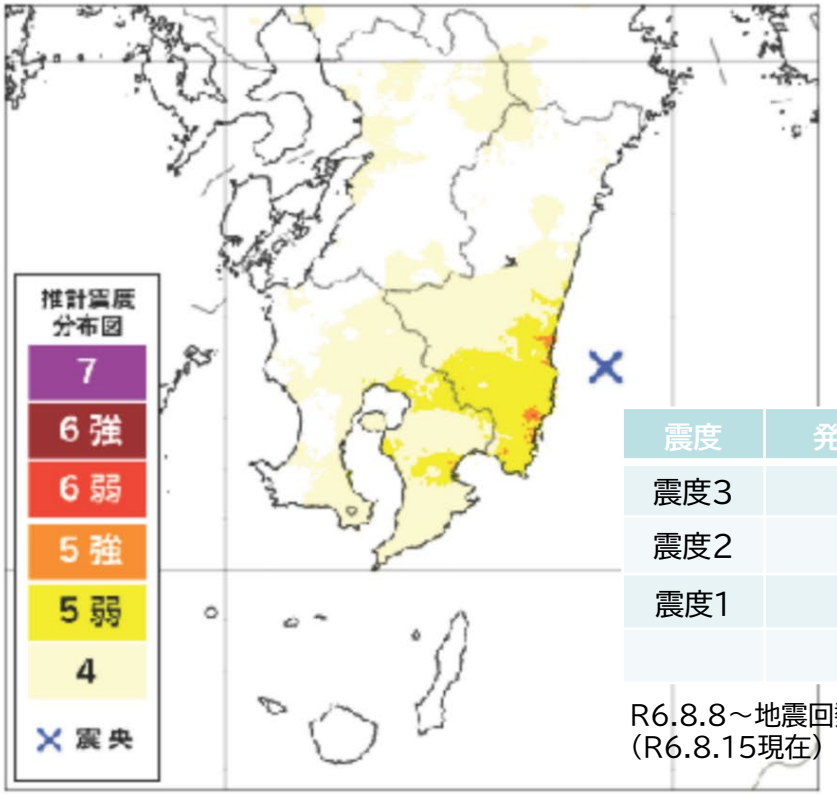

震度	発生回数
震度3	2回
震度2	5回
震度1	16回

R6.8.8～地震回数　合計23回
(R6.8.15現在)

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表

２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表

南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、８月８日１９時１５分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表
（臨時情報の発表は2017年11月に運用開始以来、初）

南海トラフ地震

- 駿河湾から日向灘沖までのプレート境界を震源とする大規模地震
- 概ね100～150年間隔で繰り返し発生
- 前回の地震発生(1946年)から約80年が経過し、次の地震発生の切迫性が懸念

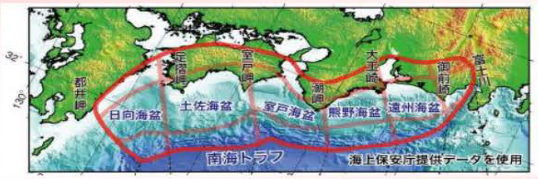

南海トラフ巨大地震の想定震源域

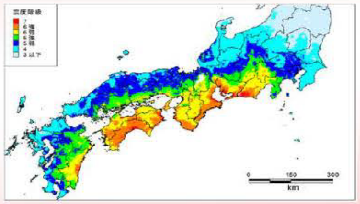

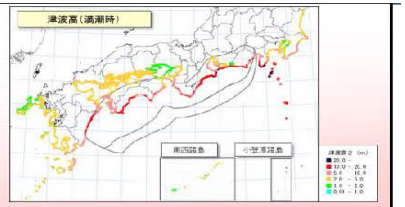

▲想定震度と津波波高（最悪のケース）（中央防災会議2013）

南海トラフ地震臨時情報　南海トラフ沿いで発生した異常な現象を観測した場合等に気象庁が発表

南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価され、南海トラフ地震臨時情報が発表される３つのケース

【M8級の地震発生】
南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8ｸﾗｽ)が発生

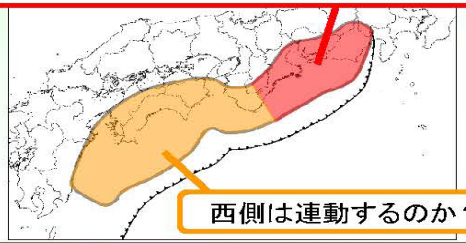

西側は連動するのか？

南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震**警戒**）を発表

【M7級の地震発生】
南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合
（M8.0以上のプレート境界地震の場合を除く）

南海トラフで地震(M7ｸﾗｽ)が発生

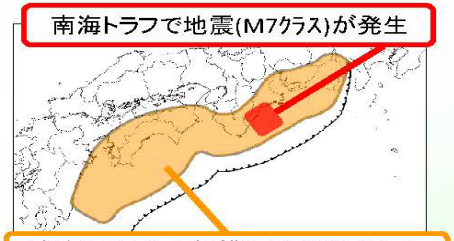

南海トラフの大規模地震の前震か？

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震**注意**）を発表

【ゆっくりすべり発生】
ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

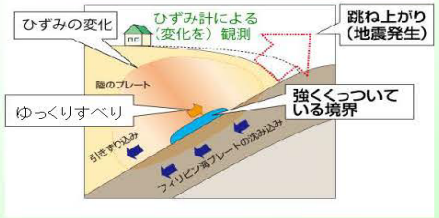

防災対応

最も警戒する期間は１週間を基本
地震発生後は明らかに避難が完了できない地域の住民は**避難**等
その後**さらに１週間**、Ｍ７級の地震発生時の防災対応を実施。

最も警戒する期間は１週間を基本
必要に応じて自主的に避難を実施することも含め
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げる

最も警戒する期間は、すべりの変化が収まり、**変化していた期間と概ね同程度の期間**
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げる

8月8日17:45　出典:気象庁発表資料

令和6年8月8日宮崎県日向灘地震の被災状況

九州地方整備局
Kyushu Regional Development Bureau

被災状況

▽落石（宮崎県日南市宮浦地区）

発生日時：令和6年8月8日(木)16時40分
場所：宮崎県日南市大字宮浦
被害状況：人家・人的被害なし
通行規制：有（国道220号　日南市大字宮浦～日南市大字風田間（延長約11.2km）

位置図

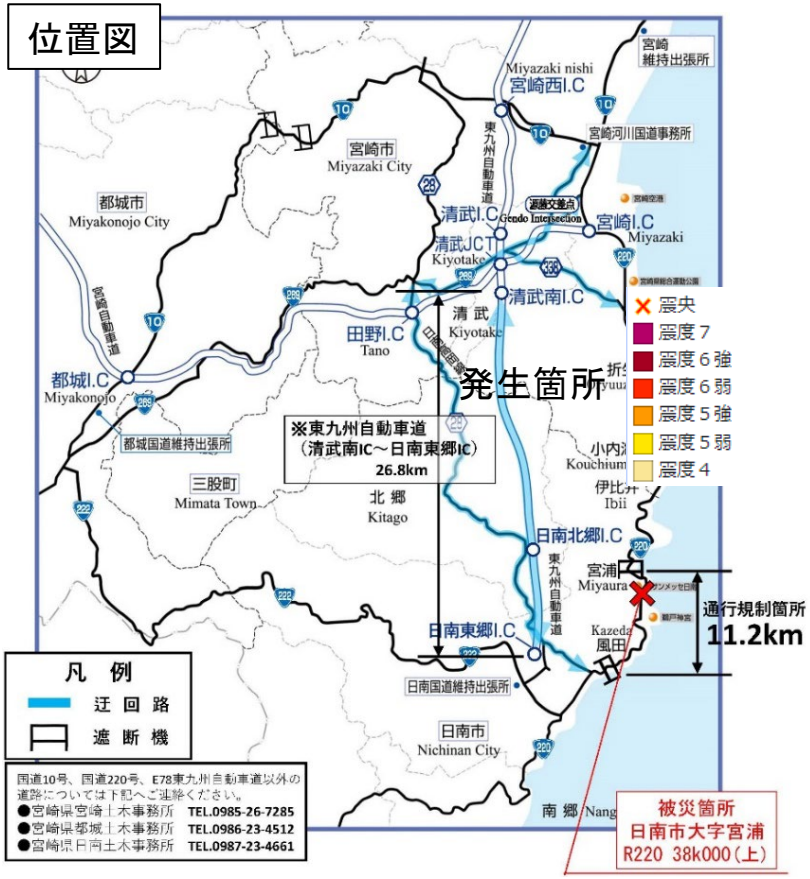

8月 8日　17時40分頃　全面通行止め
8月24日　18時00分　　片側交互通行規制へ移行

応急復旧状況

8月9日(金)8:00時点（被災直後）

8月23日(金)9:00時点

【参考】九州における南海トラフ巨大地震の被害想定

▼ 震度分布図（震度６弱以上：５９市町村）

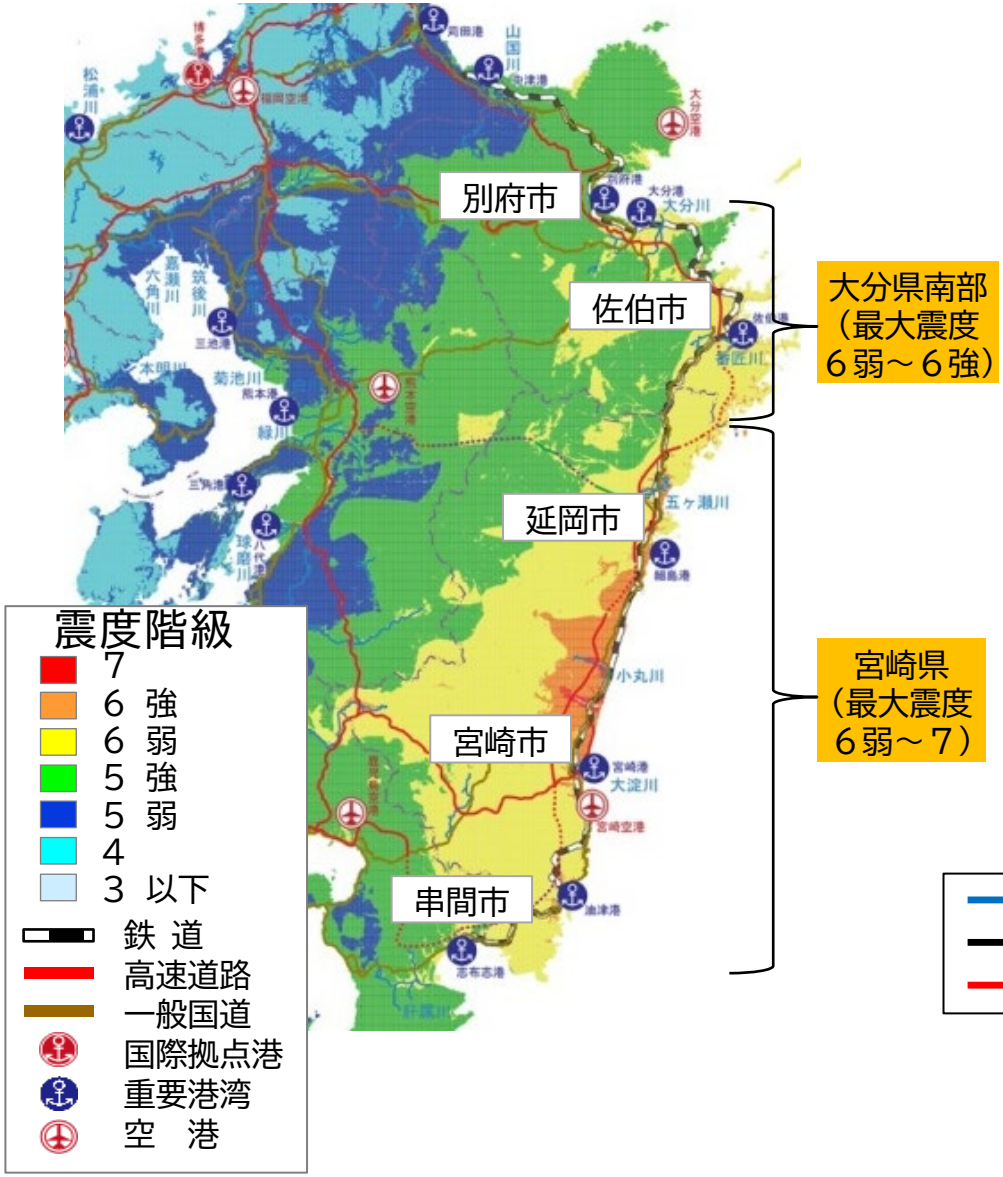

▼南海トラフ巨大地震の津波高と津波浸水域

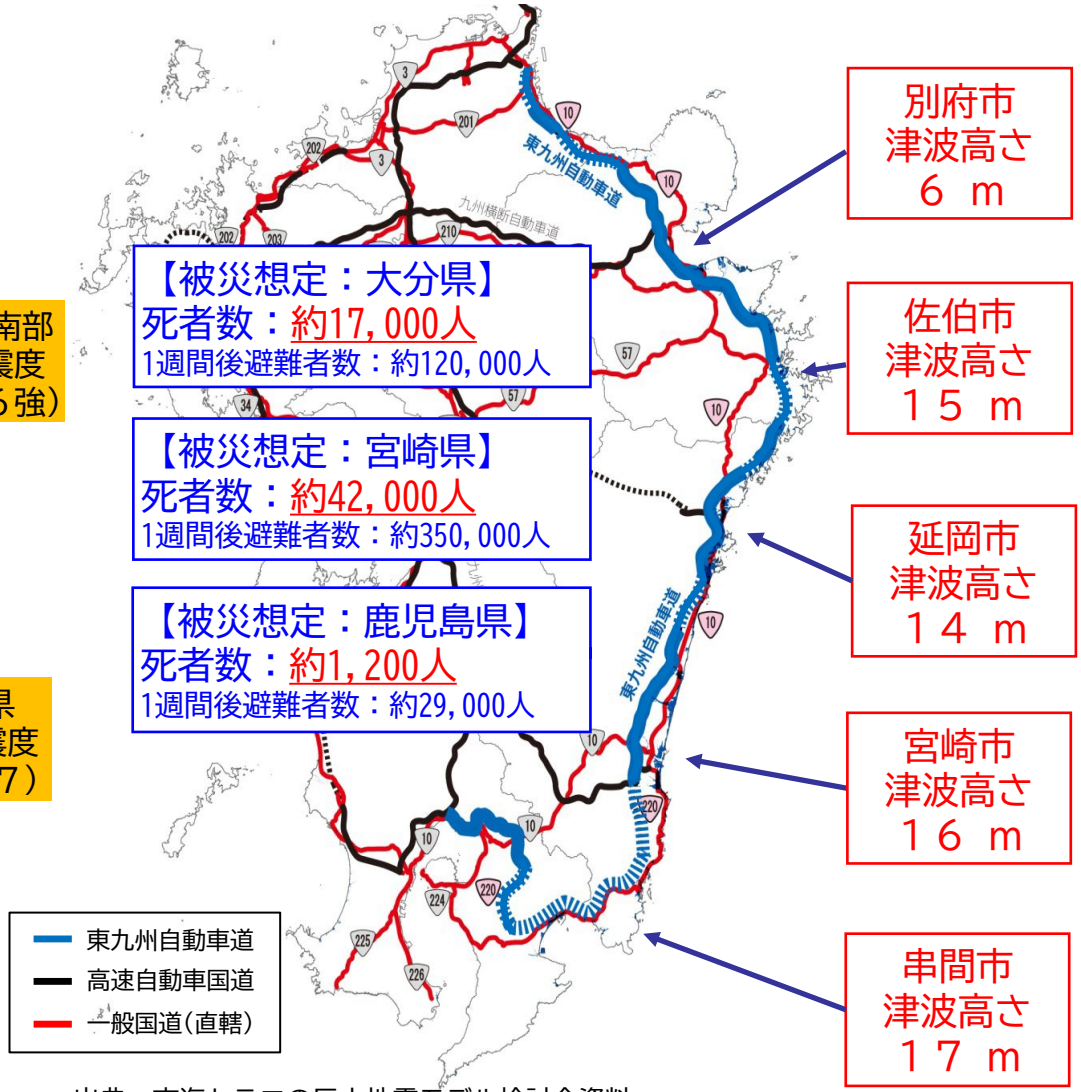

※最大津波高

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料
H24.8.29・H25.3.18 内閣府より

注）各県が公表された被害想定・最大津波高さと異なります。

令和6年台風10号対応（8月26日～9月2日）

○非常に強い台風（中心気圧935hPa）に発達した台風１０号は、29日8:00頃に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸し、熊本県、大分県と九州を横断した。通過速度が10km/hと非常にゆっくりとした速度であったため、各地に大雨・強風や高潮・波浪による被害が生じた。

○雨量は、宮崎県・鹿児島県を中心に、最大で例年の１５６％となる９１１mm（8/27～1日）を記録

- ・記録的短時間大雨情報　28日15:14　屋久島町北部付近　約120mm/h　29日2:20　宮崎県美郷町約120mm/h
- ・高潮特別警報　28日16:20　鹿児島県（いちき串木野市、阿久根市、長島町、薩摩川内市、十島村）
- ・暴風・波浪特別警報　28日14:00　鹿児島県（奄美地方を除く）全域
- ・顕著な大雨に関する情報　28日から29日にかけて宮崎県・鹿児島県（奄美地方を除く）では、線状降水帯が3回発生

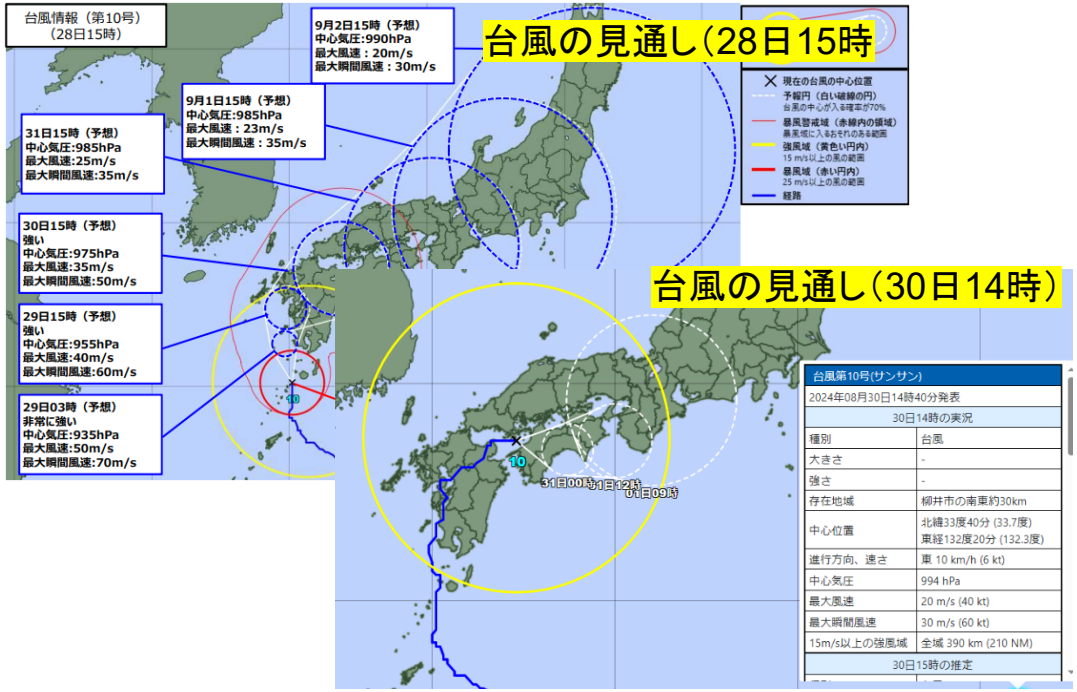

特別警報を発表した地域

8月28日16時20分時点

都道府県	暴風特別警報を発表した地域名
鹿児島県	鹿児島市,鹿屋市,枕崎市,阿久根市,出水市,指宿市,西之表市,垂水市,薩摩川内市,薩摩川内市甑島,日置市,曽於市,霧島市,いちき串木野市,南さつま市,志布志市,南九州市,伊佐市,姶良市,三島村,さつま町,長島町,湧水町,大崎町,東串良町,錦江町,南大隅町,肝付町,中種子町,南種子町,屋久島町

都道府県	波浪特別警報を発表した地域名
鹿児島県	鹿児島市,鹿屋市,枕崎市,阿久根市,出水市,指宿市,西之表市,垂水市,薩摩川内市,薩摩川内市甑島,日置市,霧島市,いちき串木野市,南さつま市,志布志市,南九州市,姶良市,三島村,長島町,大崎町,東串良町,錦江町,南大隅町,肝付町,中種子町,南種子町,屋久島町

都道府県	高潮特別警報を発表した地域名
鹿児島県	阿久根市,薩摩川内市,いちき串木野市,長島町

8月27日(火)から1日(日)までの期間合計雨量・最大風速

順位	都道府県	市町村	地点	期間合計値 mm	平年比 %	8月平年値 mm
1	静岡県	伊豆市	天城山（アマギサン）	942.0	233	404.3
2	宮崎県	えびの市	えびの高原（エビノコウゲン）	911.0	156	582.8
3	宮崎県	東臼杵郡美郷町	神門（ミカド）	820.5	150	548.2

順位	都道府県	市町村	地点	期間最大値 m/s	風向	年月日　時分(まで)
1	鹿児島県	大島郡喜界町	喜界島（キカイジマ）※	33.0	西北西	2024/8/27 19:07
2	鹿児島県	枕崎市	枕崎（マクラザキ）	32.5	東南東	2024/8/29 2:14
3	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	屋久島（ヤクシマ）	32.1	東南東	2024/8/28 15:23

令和6年台風10号対応（被災状況）

九州地方整備局
Kyushu Regional Development Bureau

○直轄河川では5水系で内水による浸水が発生、県管理河川では3県10水系10河川で浸水、土砂災害が4県で19件発生
○道路では被災により全面通行止めが累計214箇所（高速2、直轄3、補助25、地方道184）※9/2_15時時点
○高速道路で土砂流出（大分道：由布岳PA）、法面崩壊（東九州道：臼杵IC付近）で2箇所の全面通行止め（10/15時点、九州道継続中）
○各地で道路被災による孤立（最大14地区　2箇所継続）
○電力の供給支障が発生（最大約262,800戸　9/1 18時復旧完了）
○水道管破損等による断水（最大2,014戸）が発生（9/2 15時時点で90戸断水継続）

○電力供給支障・復旧状況の推移
8/29 11:00時点　約 262,800戸※
9/ 1 18:00時点　復旧完了
※最大供給支障戸数

○上水道断水戸数の推移

8/29	13:00時点	45戸	
8/30	12:00時点	474戸	
8/31	12:00時点	731戸	
9/1	15:00時点	267戸	
9/2	15:00時点	90戸	最大断水戸数　2,014戸

土砂災害の状況

▲がけ崩れ（福岡県宮若市山口）

▲がけ崩れ（大分県大分市国分）

▲がけ崩れ
（宮崎県東臼杵郡椎葉村不土野）

大分県における河川の状況

【浸水被害】 浸水解消

県管理河川（7水系7河川）

宮崎県における河川の状況

【浸水被害】 浸水解消

県管理河川（2水系2河川）

高速道路の全面通行止め箇所

▲大分自動車道被災状況（由布岳PA付近）

▲東九州自動車道被災状況（臼杵IC付近）

道路被災による孤立箇所

▲下払橋落橋による孤立箇所
（大分県国東市国見町千燈）

▲道路路肩崩壊による孤立箇所
（熊本県八代市泉町樅木）

2. 令和5年度補正予算
及び令和6年度当初予算（九州地整）
令和7年度予算概算要求（国土交通省）

公共事業関係費（政府全体）の推移

国土交通省

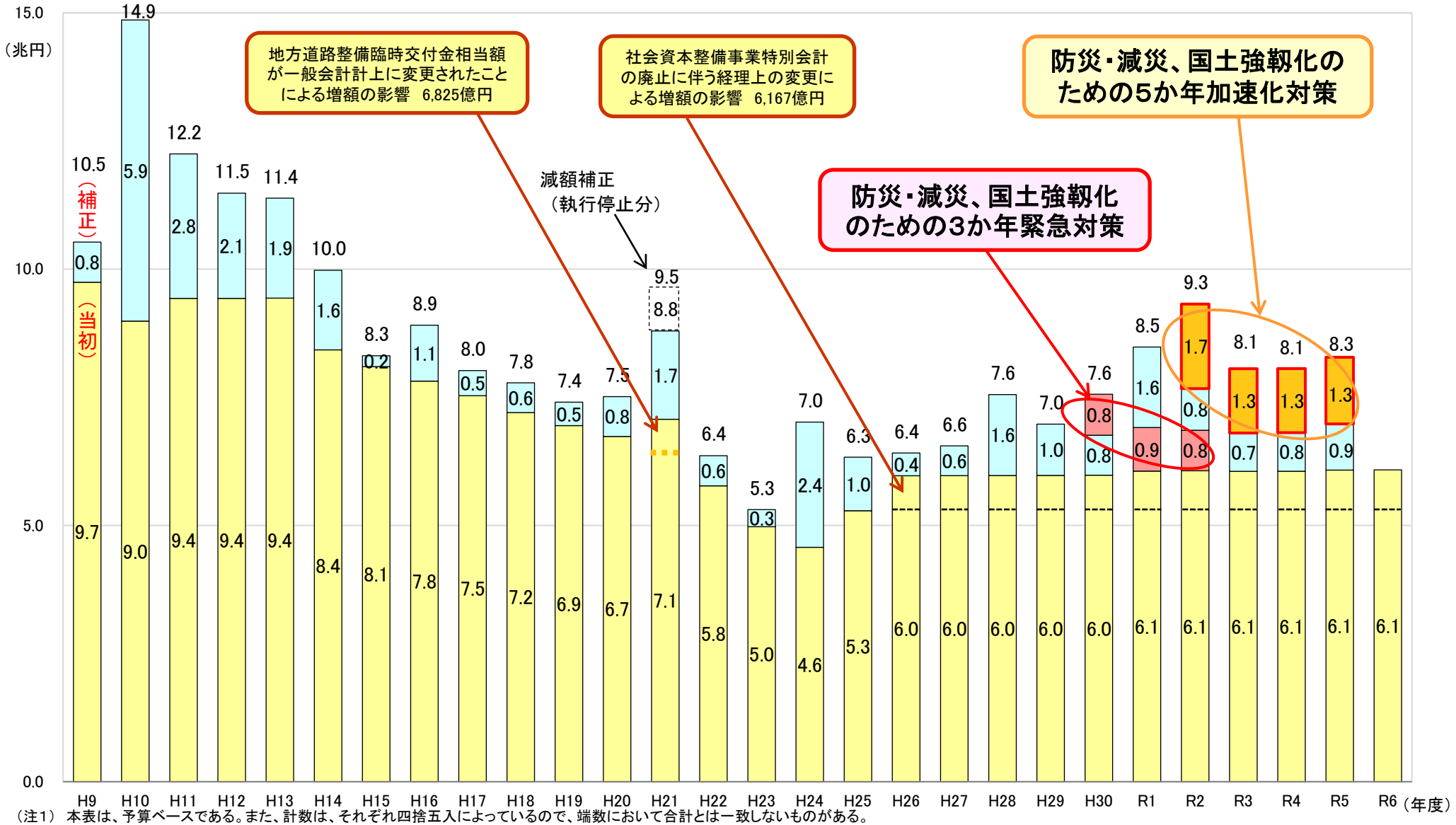

（注1） 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
（注2） 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
（注3） 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～4年目分は、それぞれ令和2～5年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）を含む。
（注4） 令和3年度当初予算額（6兆549億円）は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
（注5） 令和4年度当初予算額（6兆574億円）は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
（注6） 令和5年度当初予算額（6兆801億円）は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。

九州地方整備局の令和５年度補正予算

国土交通省
九州地方整備局

令和5年度補正予算の基本方針

・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、取り組む施策として掲げられた
Ⅰ. 物価高から国民生活を守る
Ⅱ. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する
Ⅲ. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する
Ⅳ. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する
Ⅴ. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する
の五つの柱について、各項目の実施に必要な経費を計上している。

・なお、現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施については、各項目を実施するための個々の事業の中で必要な経費を措置している。

・なお、補正予算の執行に当たっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成等に配慮しつつ、円滑な施工の確保や予算の早期執行に万全を期する。このため、適正価格での契約、地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模での発注等に取り組む。あわせて、早期発注を通じた施工時期の平準化、新技術導入やICTの活用によるi-Constructionの推進、適切な工期設定等による週休2日の実現等の働き方改革に取り組む。

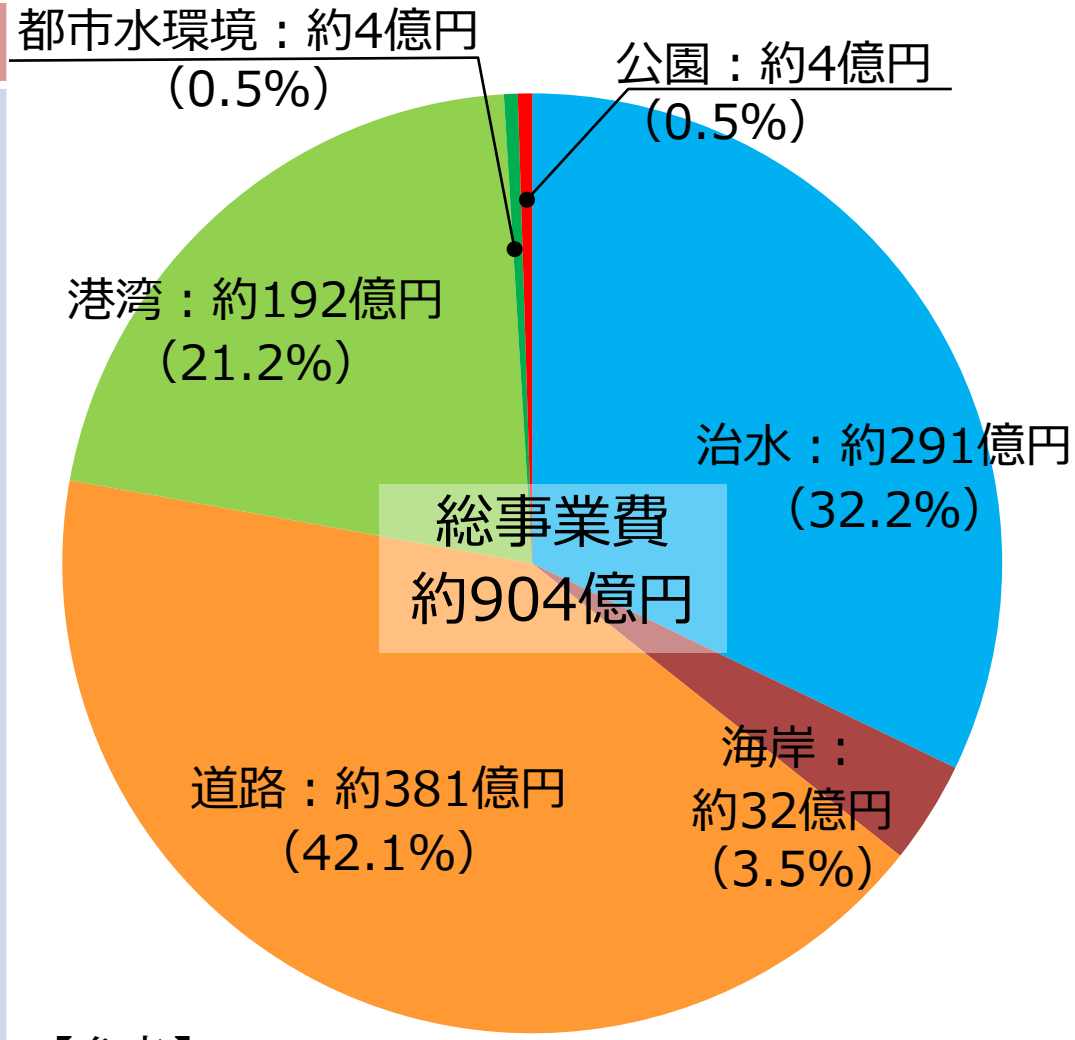

【参考】
令和5年度　国土交通省関係補正予算（全国）
直轄事業：6，189億円

※直轄事業のみ　※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

九州地方整備局の令和６年度当初予算

国土交通省
九州地方整備局

令和6年度予算の基本方針

・令和6年度九州地方整備局関係予算については、「令和2年7月豪雨等からの復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」に重点をおき、施策効果の早期発現を図ります。

・令和2年7月豪雨、令和5年7月豪雨等による被災地の復旧・復興に総力を挙げ、基幹インフラの整備等、引き続き着実に事業を推進します。また、多様な災害リスクに対し、安全・安心な社会の実現を目指すために、インフラの老朽化対策をはじめ「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に推進します。

・生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進やグリーン化施策等による経済好循環、コンパクトシティの推進等による誰もが安心して暮らせる生活環境の整備等に取り組みます。

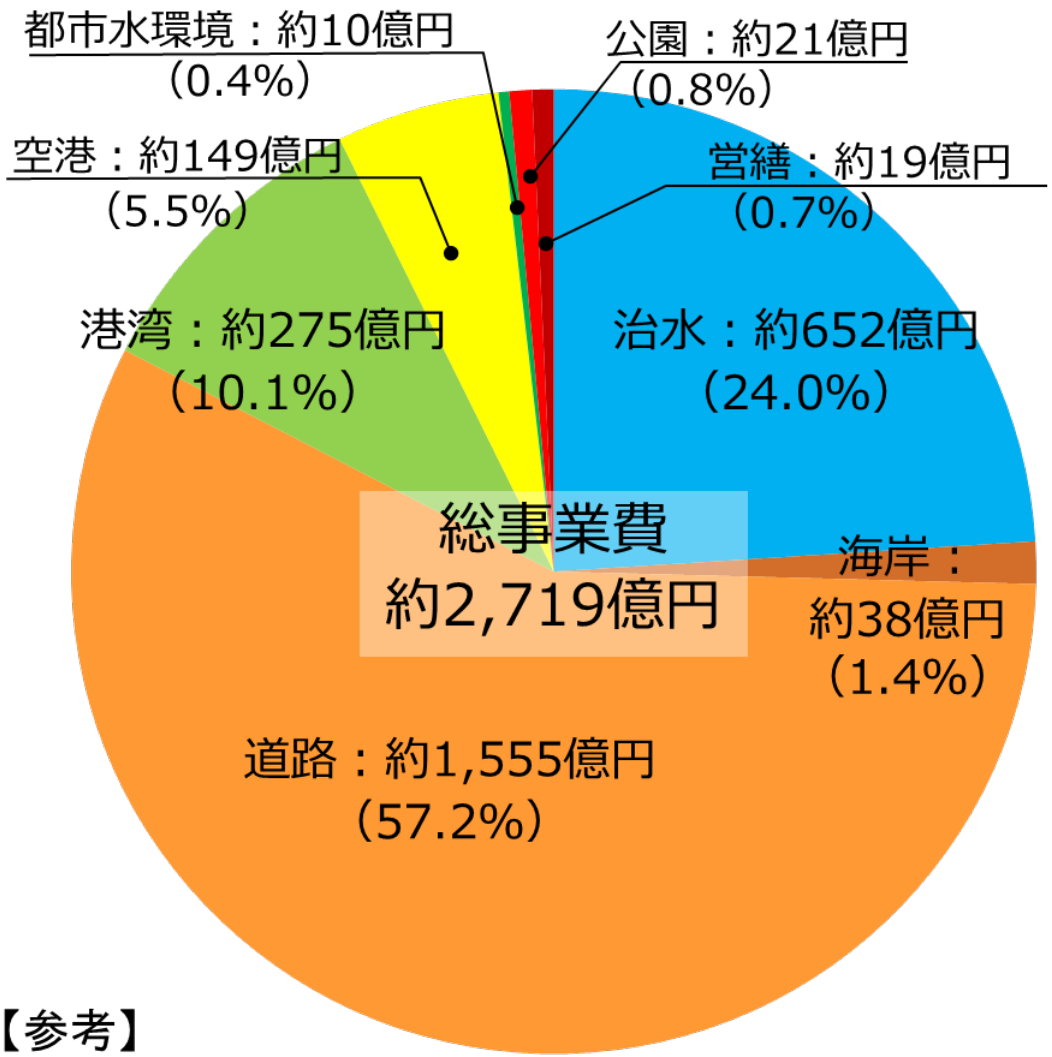

【参考】
令和6年度　国土交通省関係当初予算（全国）
直轄事業：25，486億円

※直轄事業のみ　※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

令和6年度新規事業箇所図

国土交通省
九州地方整備局

河川事業

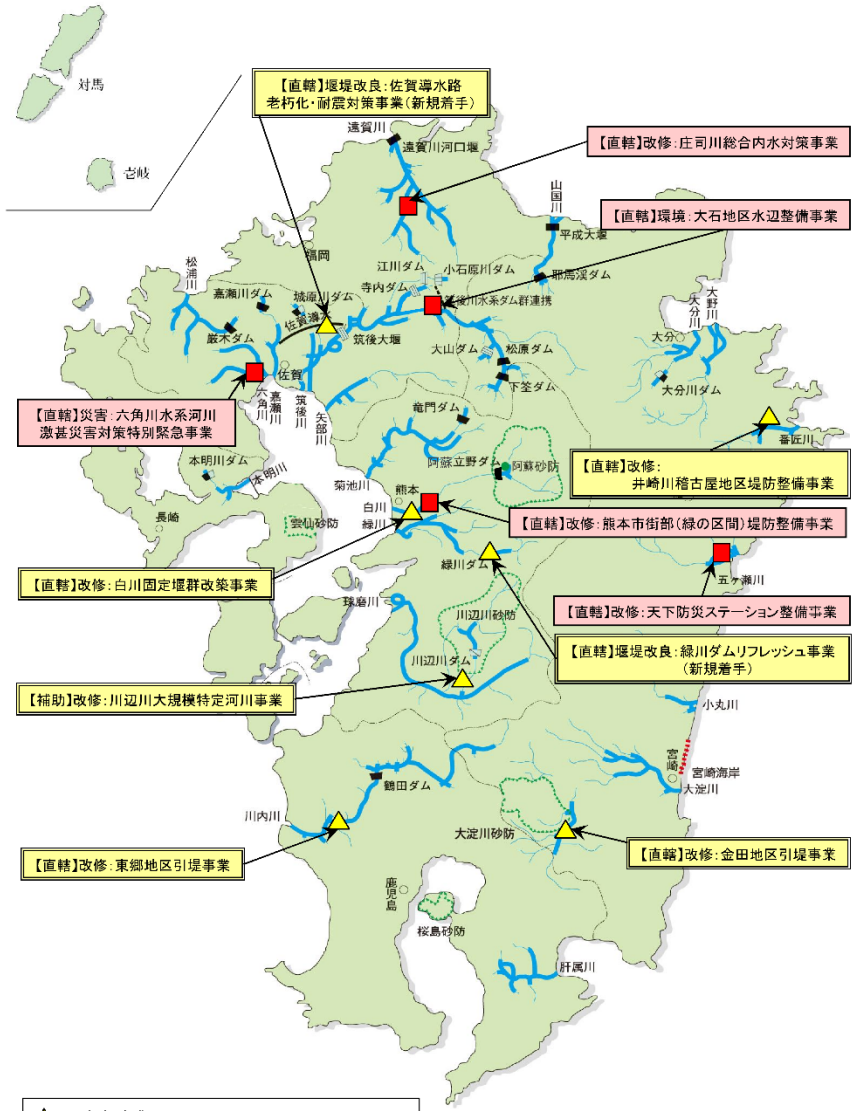

道路事業

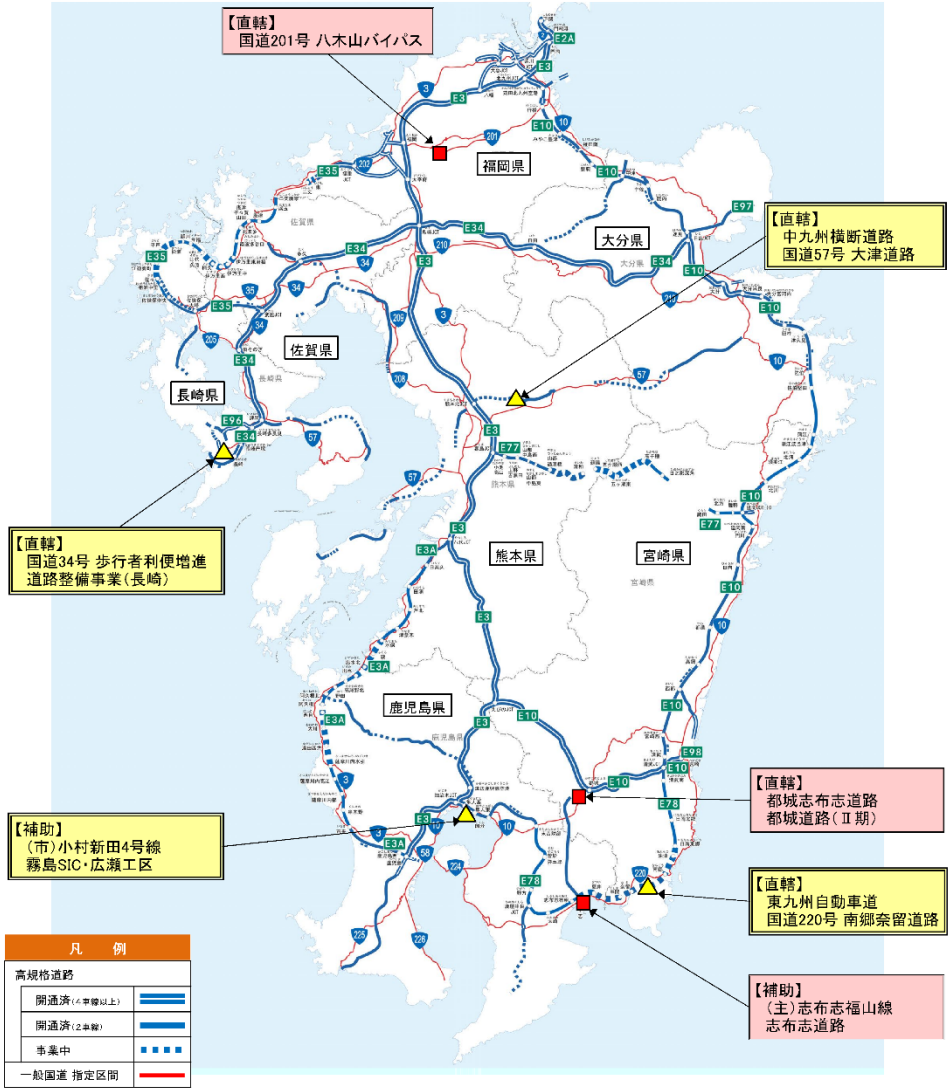

第１　令和７年度予算概算要求のポイント

Ⅰ．令和７年度予算概算要求額

１．国費総額

(1) 一般会計　　７兆　３３０億円（１．１８倍）

〔うち、「重要政策推進枠」　　１兆６，１００億円〕

公共事業関係費	６兆２，８９９億円（１．１９倍）
○一般公共事業費	６兆２，３１９億円（１．１９倍）
○災害復旧等	５８０億円（１．００倍）
非公共事業	７，４３１億円（１．１２倍）
○その他施設費	８１２億円（１．４３倍）
○行政経費	６，６１９億円（１．０９倍）

(2) 東日本大震災復興特別会計　　６１７億円（１．３３倍）

２．財政投融資　　１兆５，４４３億円（０．７４倍）

○　上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策
・近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額

第２　令和７年度予算概算要求の基本方針

（基本的な考え方）

○　我が国は、長年続いてきたデフレから完全に脱却するチャンスを迎えており、物価上昇が賃金上昇を上回る現状の日本経済を成長型の新たなステージへ移行させ、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していく必要がある。このためには、能登半島地震からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、今回の地震等を踏まえた災害対応力の強化、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上に寄与する戦略的な社会資本整備、DX・GX の推進に加え、デジタル田園都市国家構想の実現に資する地域活性化の推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。これらの施策を実現するため、
・国民の安全・安心の確保
・持続的な経済成長の実現
・個性をいかした地域づくりと分散型国づくり
を柱に、次頁の主要課題をはじめとして概算要求に取り組む。

○　その際、「重要政策推進枠」も最大限活用して、メリハリをつけた要求を行うとともに、「５か年加速化対策」の推進や、物価高騰対策、敦賀・新大阪間の整備新幹線着工等を含めた重要政策のための所要の経費等については、予算編成過程において検討する。国土強靱化については、「５か年加速化対策」の着実な推進とともに、継続的・安定的に切れ目なく取組を進められるよう、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024 年度の早期に策定に取り掛かる。

（公共事業の適確な推進）

○　社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の３本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保する。

○　また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、改正建設業法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入や i-Construction2.0 の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における処遇改善や働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等に取り組む。

３．主要事業の完成【河川・道路】

九州における主なダム事業

立野ダム建設事業（R6.3完成）

- 令和6年3月完成
- 令和6年4月より「阿蘇立野ダム」として管理開始

立野ダム（下流より望む）　（令和6年3月撮影）

本明川ダム建設事業

- 令和5年3月に付替県道を供用
- 今年度、ダム本体工事に着手予定

本明川ダム（上流より望む）　（令和5年6月撮影）

城原川ダム建設事業

- 今年度、用地買収に着手予定

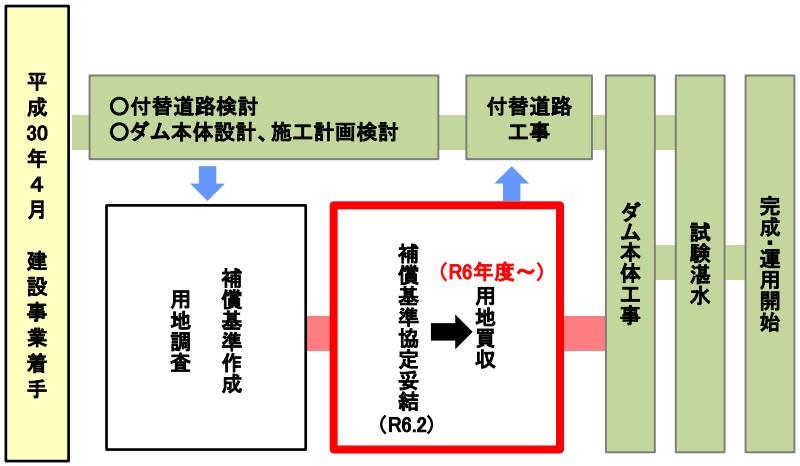

川辺川の流水型ダム

- 環境影響評価の手続きを実施中

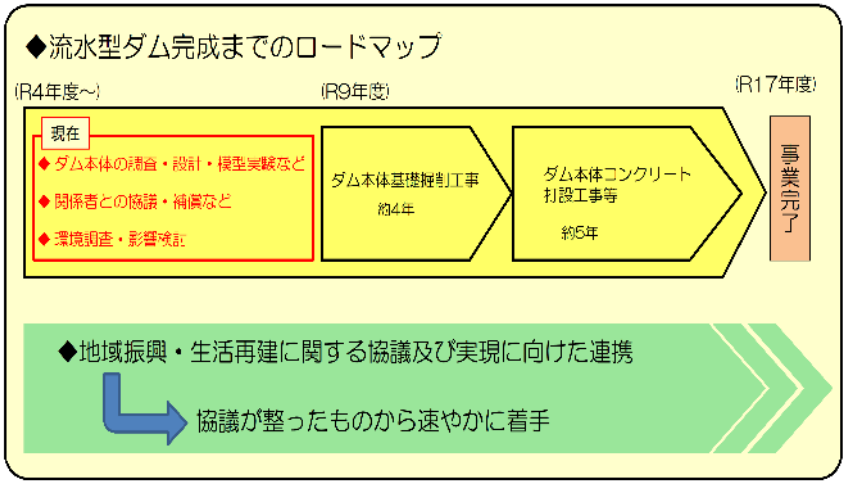

※上記の流水型ダム完成までのロードマップは、今後の関係者との調整等により変更の可能性がある。

立野ダム建設事業（試験湛水）

- ○ 令和6年2月3日　20時40分に満水に到達し、越流開始
- ○ 2月5日10時から1日最大20m貯水位を低下させ、2月8日に試験湛水完了
- ○ みなみあそ観光局によるインフラツアーによるダム見学やマルシェの開催、ダムライトアップなど、多くの方がダムを来場

非常用洪水吐きからの越流状況（２月４日）

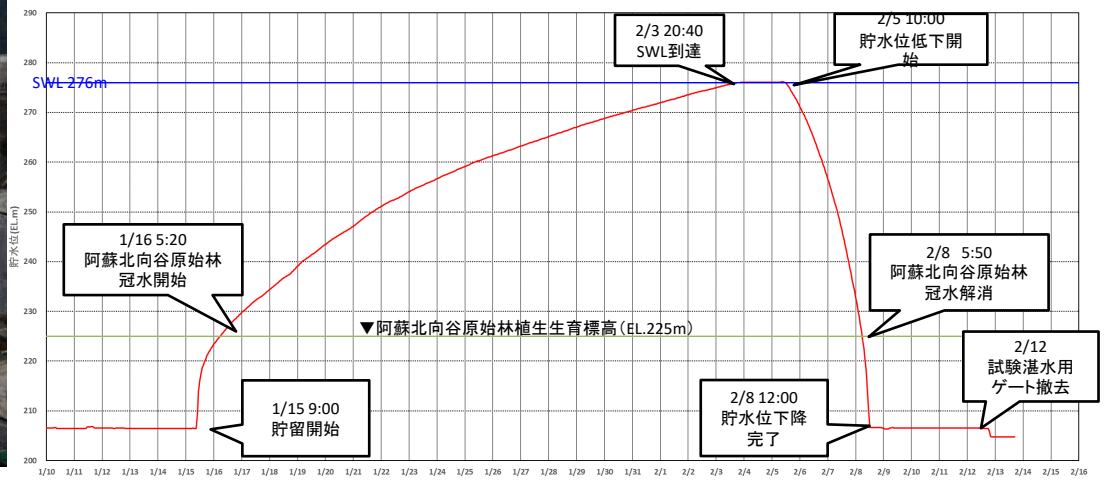

ダム見学（インフラツアー：２月３日）

マルシェの開催（２月４日）

ダムライトアップ（2月4日）

多くの方が試験湛水を見学（2月4日）

九州中央自動車道（山都中島西IC～山都通潤橋IC）令和6年2月11日　開通（今回開通延長10.4km）

九州中央自動車道は、時間短縮により地域間の連携を強化し、地域産業、救急医療、観光振興を支援するとともに、災害時における代替道路として信頼性の高いネットワークを構築する道路

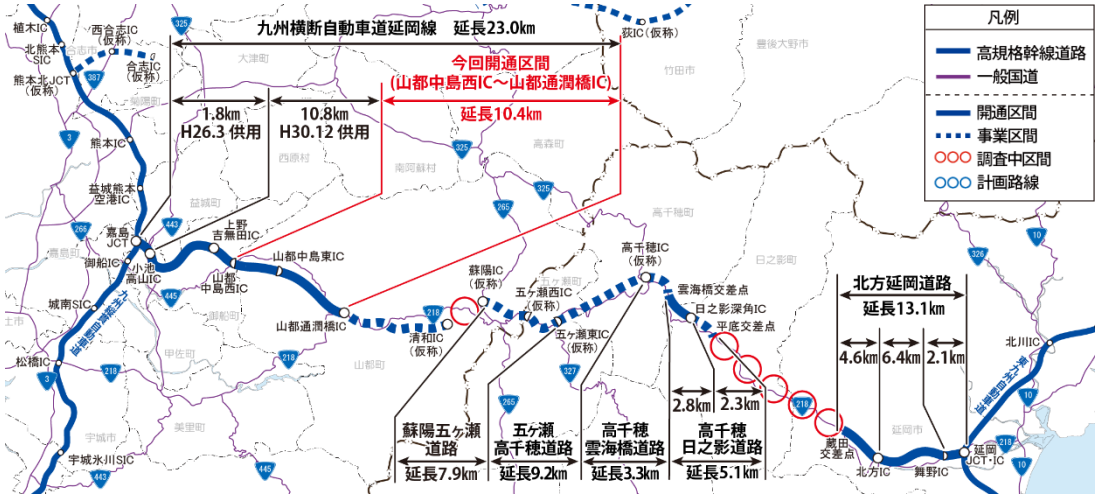

■熊本市～延岡市の所要時間

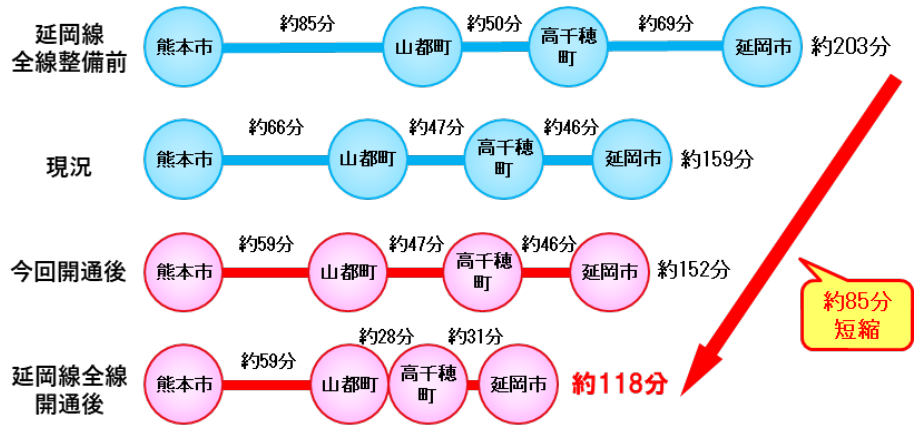

資料：延岡線全線整備前_H17全国道路・街路交通情勢調査混雑時旅行速度で算出
現況・今回開通後・延岡線全線開通後_H27全国道路・街路交通情勢調査混雑時旅行速度で算出
※H27時点で未開通の九州横断自動車道延岡線は80km/hとして算出

■搬送時間短縮による患者の負担軽減
（山都町役場～済生会熊本病院）

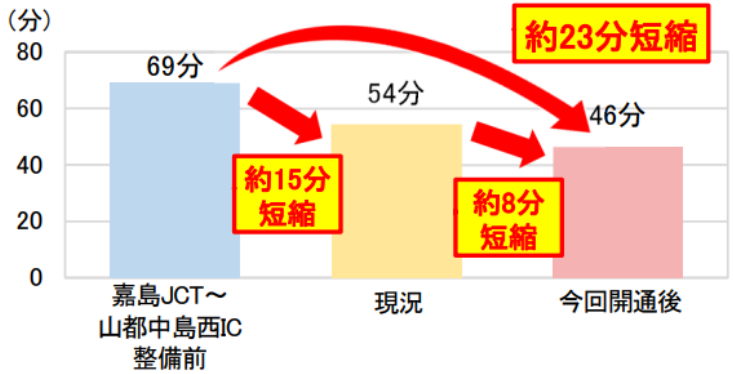

※山都中島西IC～山都通潤橋IC間は80km/hで算出
資料：全国道路・街路交通情勢調査（R3）

九州の高速道路整備（最近のトピック）

R6. 2.11　開通

九州中央自動車道

（九州横断自動車道延岡線）

山都中島西IC～山都通潤橋IC

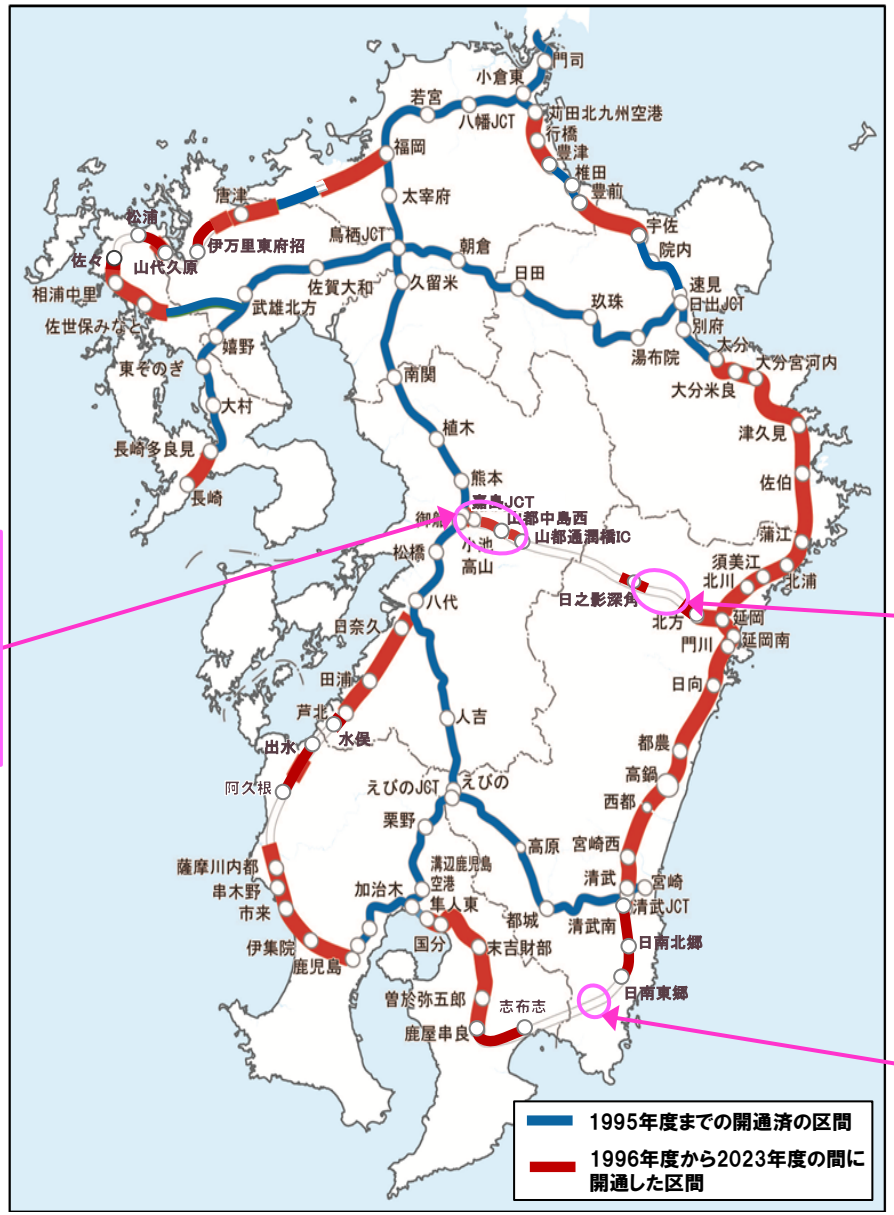

R6計画段階評価着手

九州中央自動車道

（九州横断自動車道延岡線）

平底～蔵田

R6新規事業着手

東九州自動車道

国道220号 南郷奈留道路

4. 国土強靭化

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策　概要

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

内閣官房HPより引用
令和2年12月11日閣議決定

１．基本的な考え方

○近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

○このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

２．重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：**１２３対策**

○追加的に必要となる事業規模：**おおむね１５兆円程度を目途**

１　激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[７８対策]	おおむね１２．３兆円程度
（１）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[５０対策]	
（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[２８対策]	
２　予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[２１対策]	おおむね　２．７兆円程度
３　国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[２４対策]	おおむね　０．２兆円程度
（１）国土強靱化に関する施策のデジタル化[１２対策]	
（２）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[１２対策]	
合　　計	おおむね１５　兆円　程度

３．対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和３年度（２０２１年度）～令和７年度（２０２５年度）の**５年間**

5か年加速化対策（加速化・深化分）の進捗状況

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

【令和5年11月時点の集計】

区　分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	〈１年目〉 令和２年度第３次補正等		〈２年目〉 令和３年度補正等		〈３年目〉 令和４年度第２次補正等		〈４年目〉 令和５年度補正等		累　計
		事業規模	うち国費 ［うち公共］	事業規模	うち国費 ［うち公共］	事業規模	うち国費 ［うち公共］	事業規模	うち国費 ［うち公共］	
防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（加速化・深化分）	**おおむね15兆円程度（うち国費は7兆円台半ば）**	**約4.16兆円**	**約1.97兆円 ［約1.65兆円］**	**約3.02兆円**	**約1.52兆円 ［約1.25兆円］**	**約2.70兆円**	**約1.53兆円 ［約1.25兆円］**	**約2.36兆円**	**約1.52兆円 ［約1.30兆円］** 注３	**事業規模 約11.8兆円 （うち国費 約6.2兆円）**
1　激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約1.82兆円	約1.17兆円	事業規模　約9.5兆円
2　予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	事業規模　約2.0兆円
3　国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模　約0.2兆円

（注1）　事業規模には財政投融資によるものも含まれる。
（注2）　四捨五入の関係で合計が合わないところがある。
（注3）　5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）を含む。（累計には含まない）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正

（□=改正部分）

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆ 案の作成（推進本部） ◆閣議決定

○記載事項

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

調和

指針

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

○政府において、以下の内容とする中期計画を定める。

① 計画期間

② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標

③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。

［ 都道府県・市町村が作成 ］

指針となる

国の他の計画

（国土強靱化基本計画を基本とする）

都道府県・市町村の他の計画

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

改正部分

○国土強靱化推進会議の設置

○（附則）施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

※内閣官房国土強靱化推進室資料を元に、国土交通省作成

5. 第三次・担い手3法

担い手３法のこれまでの改正経緯

品確法
（平成17年制定）

Point
価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入

建設業法 ・ 入契法
（昭和24年制定）（平成12年制定）

Point
建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化

平成26年　担い手3法

Point
発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善
※5年後見直し規定あり（附則第2項）

5年後

Point
ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保
※5年後見直し規定あり（附則第8条）

5年後

令和元年　新・担い手3法

Point
元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること
※5年後見直し規定あり（附則第2項）

5年後

Point
働き方改革に向けた適正な工期の確保
※5年後見直し規定あり（附則第8条）

5年後

令和6年　第3次・担い手3法

Point
担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持
※5年後見直し規定あり（附則第2項）

Point
労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止
※5年後見直し規定あり（附則第5条）

第三次・担い手３法（令和６年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手３法を改正

		議員立法 **公共工事品質確保法等の改正**	政府提出 **建設業法・公共工事入札適正化法の改正**
担い手確保	**処遇改善**	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	**地域建設業等の維持**	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

（参考）

◇公共工事品質確保法等の改正
・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
・誘導的手法（理念、責務規定）

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正
・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
・規制的手法など

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律　概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
（測量法改正の７年４月施行部分を除く。）

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1．担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）
- 国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- 自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）
- 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- 能力に応じた適切な処遇の確保
- 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）
- 担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施

※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- 品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- 担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

2．地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）
- 地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）
- 災害対応経験者による被害把握
- 技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- 災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3．新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）
- 調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- 脱炭素化の促進　・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）
- 技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

4．公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）
- 発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- 維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）
- 国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- 指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保
- 測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- 測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

国土交通省

令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円／年	（▲15.6%）	2,022時間／年	（＋3.5%）
全産業	494万円／年		1,954時間／年	

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和４年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和４年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内

［H9］ 685万人（10.4%）⇒［R4］479万人（7.1%）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上	労働時間の適正化 現場管理の効率化

↓

担い手の確保

↓

持続可能な建設業へ

法案の概要

1．労働者の処遇改善

○**労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化**

➡国は、取組状況を調査･公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成･勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告･公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○**原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**

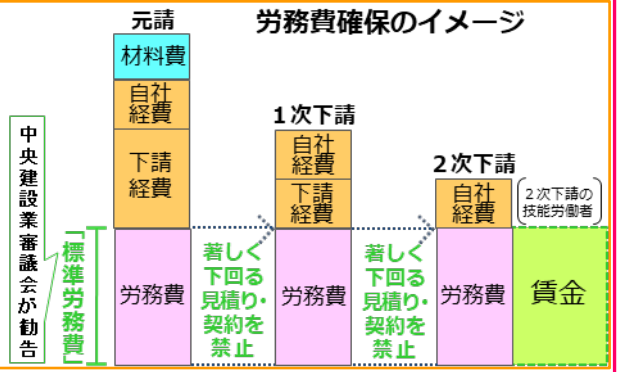

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○**ICTを活用した生産性の向上**

・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）

・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化　※ 多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）

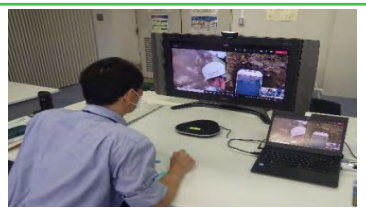

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

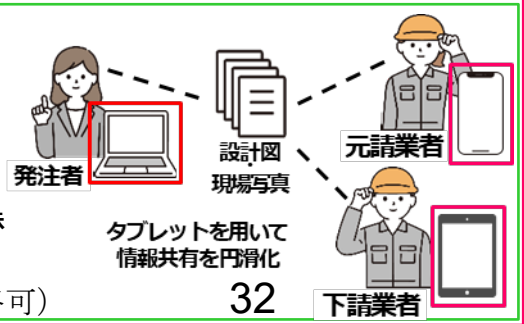

タブレットを用いて情報共有を円滑化

背景と方向性

背景

○ **建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い**

➡ 担い手の確保が困難

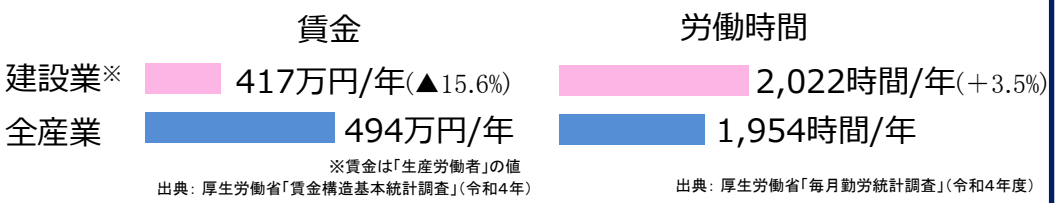

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

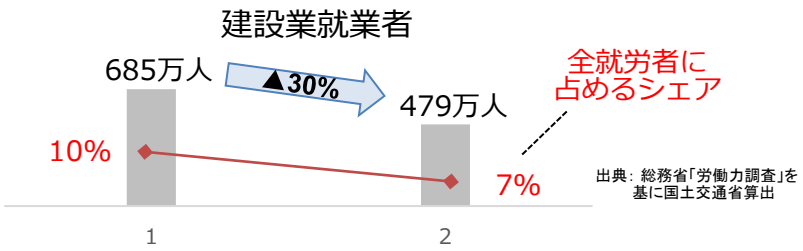

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

○ **資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫**

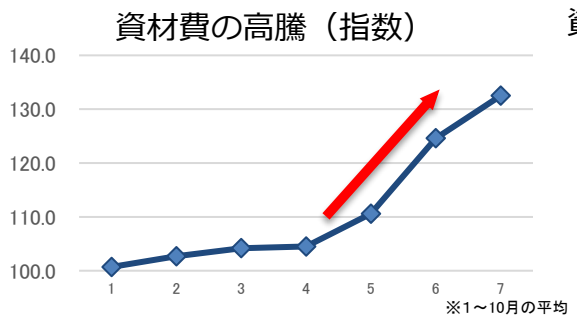

※1～10月の平均
出典：一般財団法人建設物価調査会「建設資材物価指数」

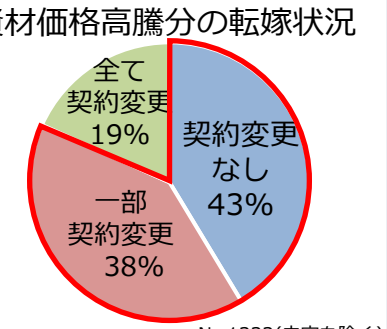

N=1333(未定を除く)
出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

○ **時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始**

2024年
4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善 … **賃金の引上げ**

労務費へのしわ寄せ防止 … **資材高騰分の転嫁**

＋

働き方改革・生産性向上 … **労働時間の適正化**
… **現場管理の効率化**

就労状況の改善 → 担い手の確保

【*「新４K」の実現*】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
＋ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

1）処遇改善

国土交通省

（1）建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

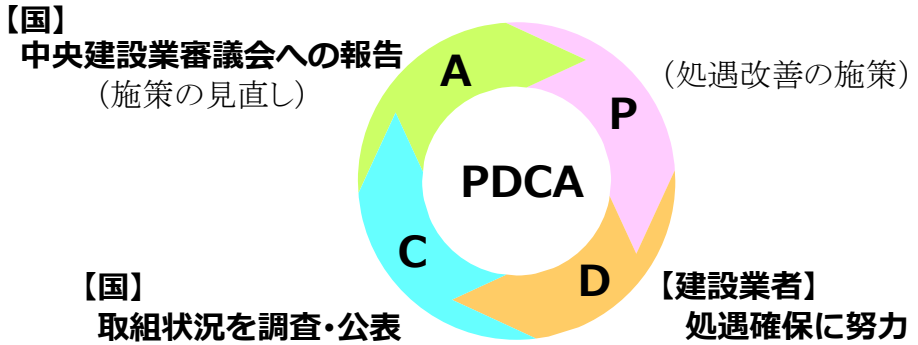

（2）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**　※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

（違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督）

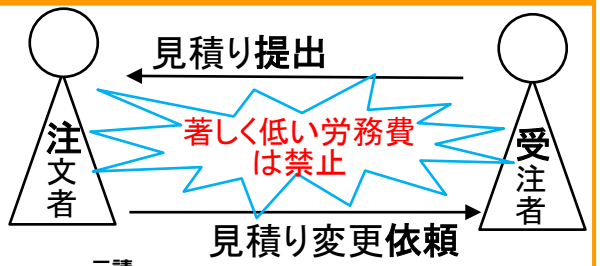

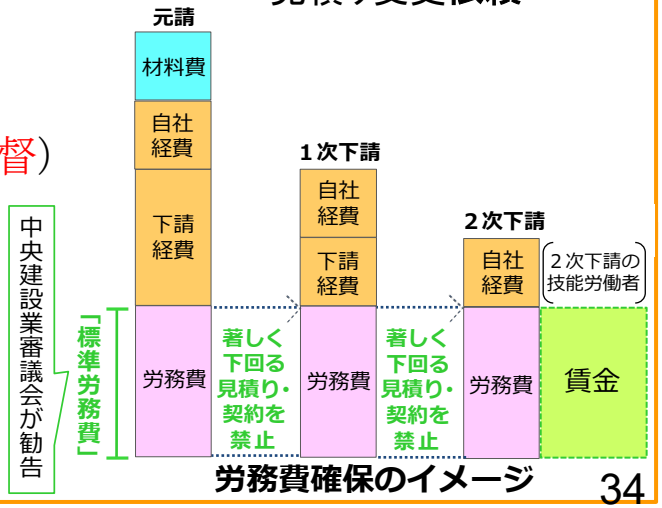

労務費確保のイメージ

（3）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）**注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2）資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

国土交通省

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約変更条項

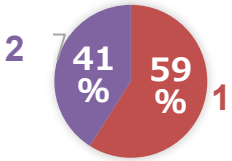

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書

第○条　請負代金の変更方法

- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

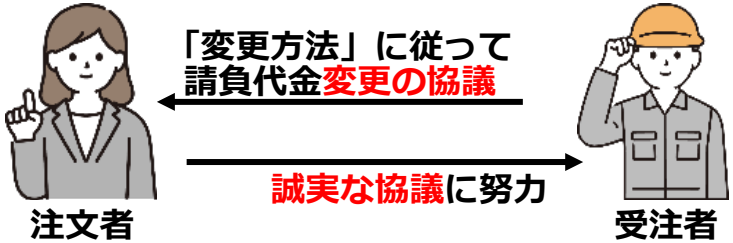

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3）働き方改革と生産性向上

国土交通省

（1）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

} 4割超

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

➡ **違反した建設業者には、指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

契約後

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（2）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化

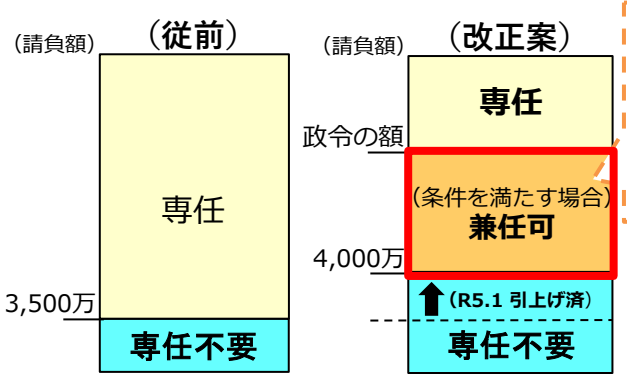

◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

（注）請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

＜例＞遠隔施工管理

② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有

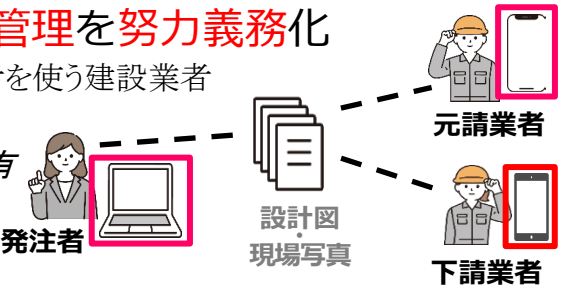

○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

６. 働き方改革

～九州地方整備局の新たな取り組み～

建設業就業者の現状

国土交通省

技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人（H9） → 504万人（H22） → 483万人（R5）
○技術者 ： 41万人（H9） → 31万人（H22） → 38万人（R5）
○技能者 ： 455万人（H9） → 331万人（H22） → 304万人（R5）

建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加（29歳以下は増減なし）。

（万人）

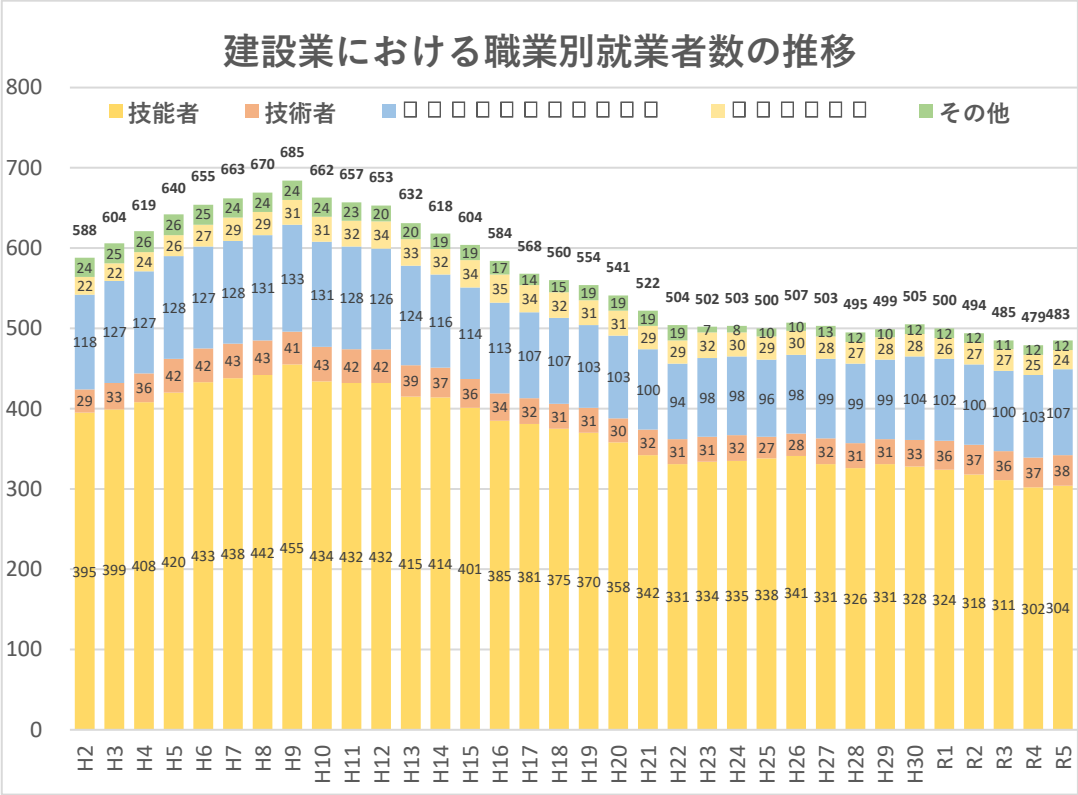

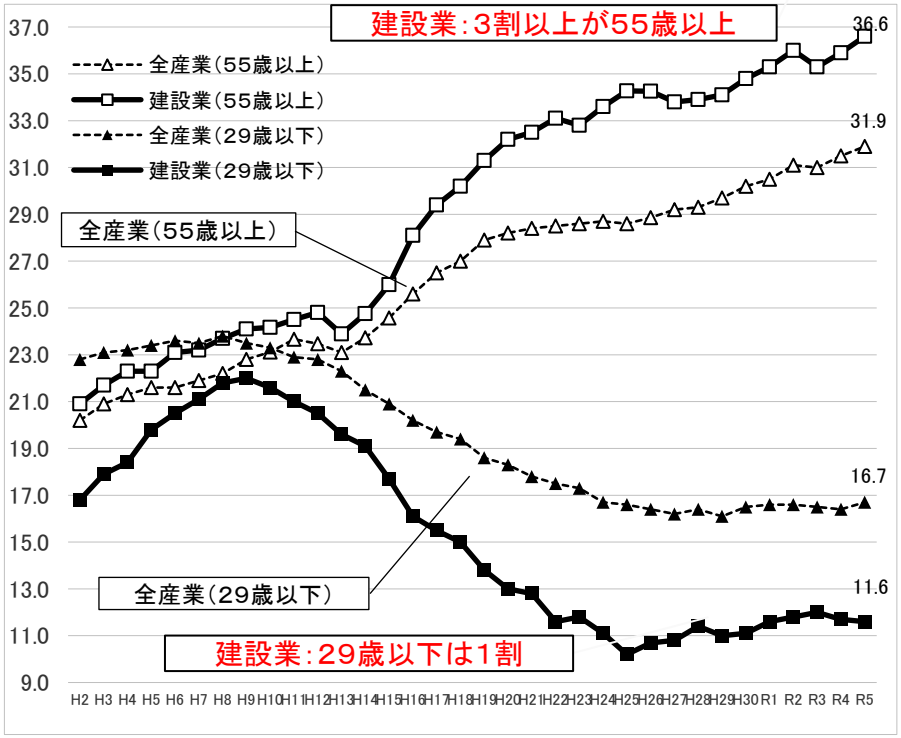

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

国土交通省

○　年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上（約2割）長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

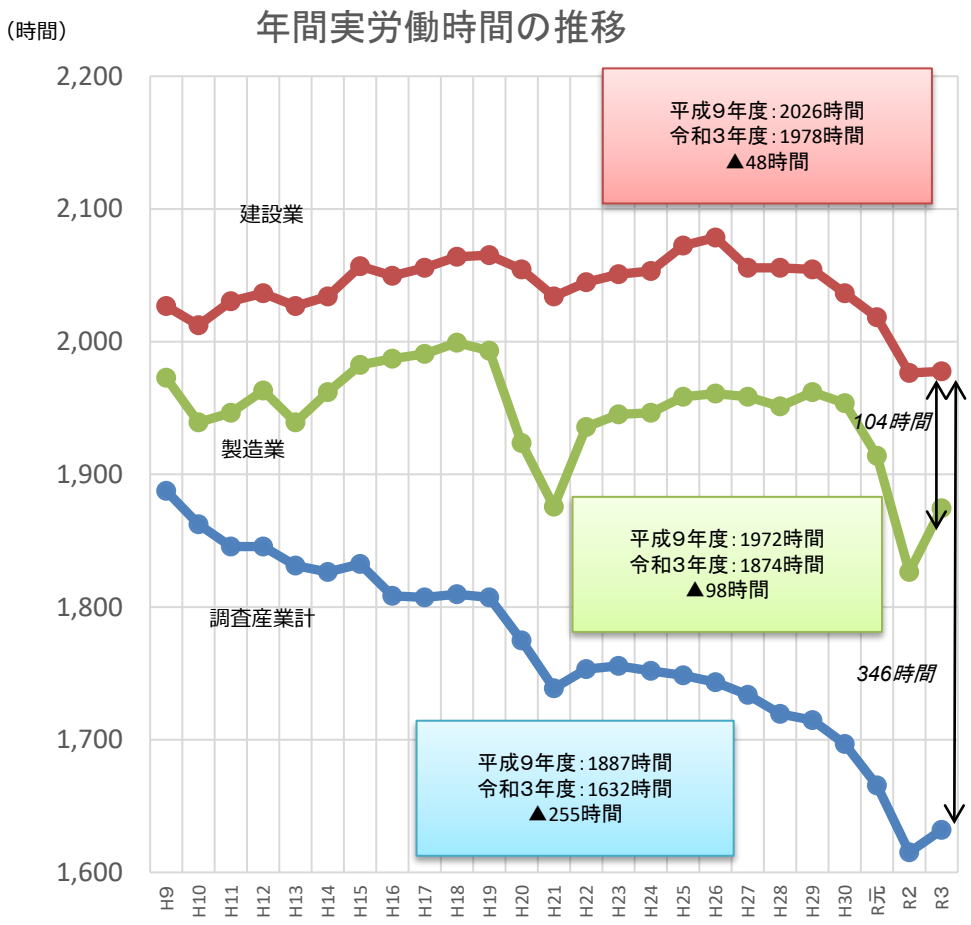

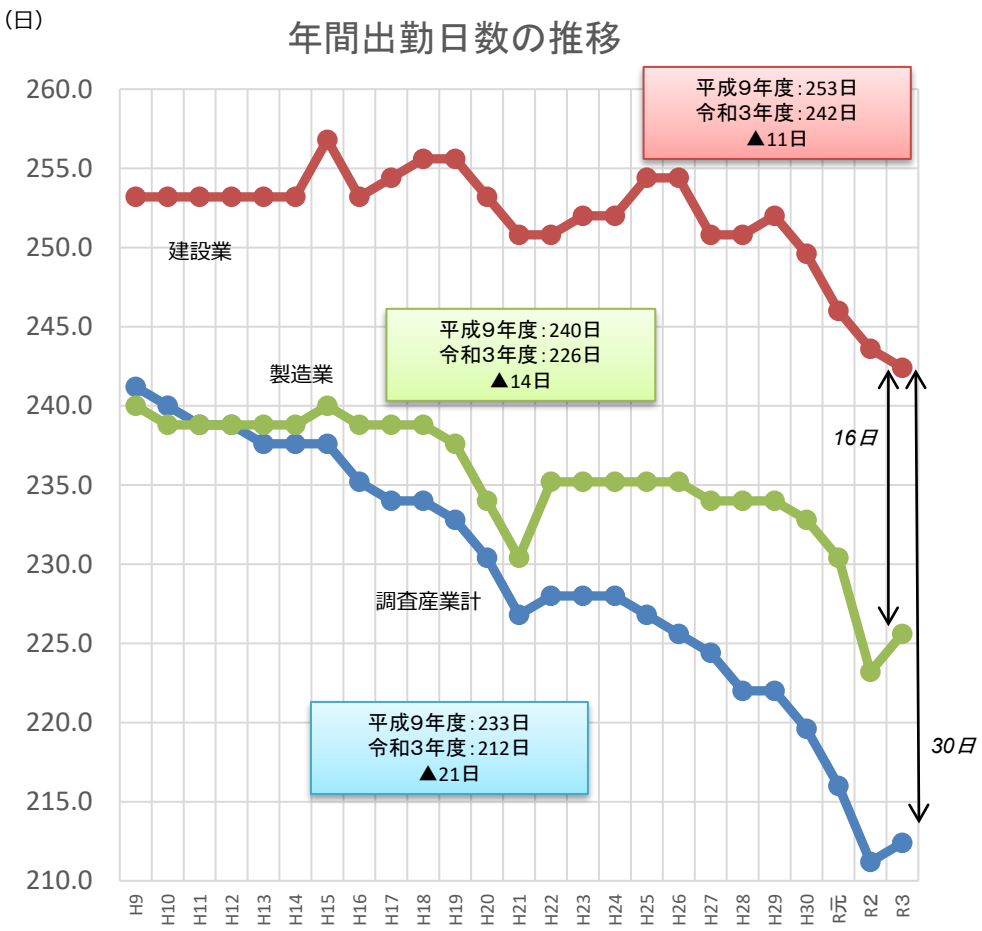

※　厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

〇労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
〇違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
〇大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒**建設業は令和6年4月から適用**

	見直しの内容「労働基準法」（平成30年6月成立） 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	（1）１日8時間・1週間 40時間 （2）36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 （3）災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間） ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間（月平均60時間） 〇 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日出勤を含む） ④b. 単月 100時間未満（休日出勤を含む） ④c. 原則（月 45時間）を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

週休２日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

国土交通省
工　事

○他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
○Ｒ５年度までに工期全体（通期）の週休２日が標準化されたことから、Ｒ６年度より月単位の週休２日を推進
○休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休２日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休２日工事の発注方針（イメージ案）

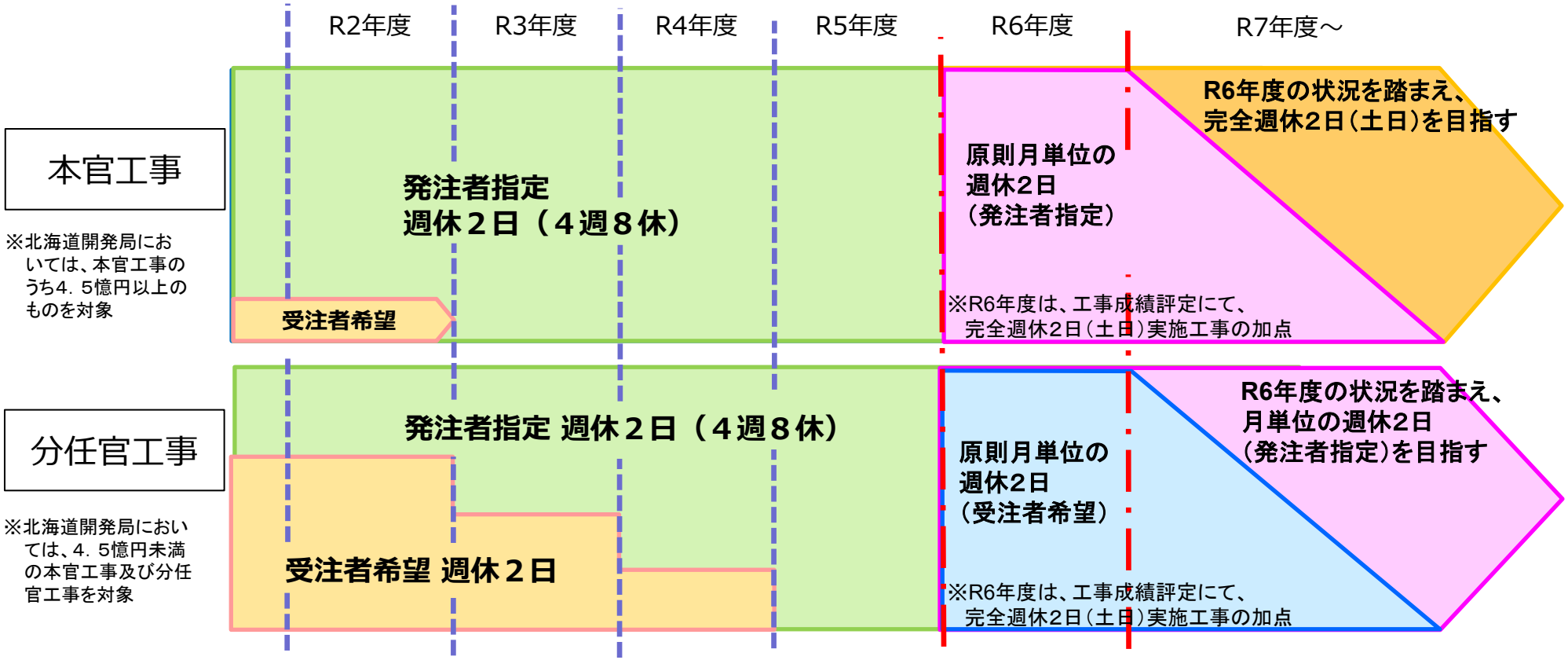

※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

国土交通省

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」
→対象期間において、全ての月毎に4週8休（28.5%以上）を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月　黄色塗：閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%（11日／31日）

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%（9日／28日）

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%（9日／31日）

32.2%
（29日／90日）

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月　黄色塗：閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%（11日／31日）

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%（9日／28日）

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%（7日／31日）

30.0%
（27日／90日）
※工期全体では達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものと見なす。

（例1）　黄色塗：閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%（8日／31日）
→現場閉所8日≧土日計8日
→月単位で4週8休を達成

（例2）　：期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%（3日／12日）
→現場閉所3日≧土日計2日
→月単位で4週8休を達成

（例3）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

週休２日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休２日補正係数～

○月単位の週休２日を推進するため、月単位の週休２日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休２日についてもＲ６年度に限り、Ｒ５年度までの補正係数の一部を適用
○月単位の週休２日の補正係数について、Ｒ７年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休２日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

＜現場閉所＞

補正係数	工期全体（通期）の週休2日 ＋	月単位の週休2日 ＝	月単位の週休2日（合計）
R6	労務費：1．02 機械経費（賃料）：1．02 共通仮設費：1．02 現場管理費：1．03	労務費：1．02 機械経費（賃料）：1．00 共通仮設費：1．01 現場管理費：1．02	労務費：1．04 機械経費（賃料）：1．02 共通仮設費：1．03 現場管理費：1．05
R7以降	―	実施状況等を踏まえた 数値を検討	

＜交替制＞

補正係数	工期全体（通期）の週休2日 ＋	月単位の週休2日 ＝	月単位の週休2日（合計）
R6	労務費：1．02 現場管理費：1．01	労務費：1．02 現場管理費：1．02	労務費：1．04 現場管理費：1．03
R7以降	―	実施状況等を踏まえた 数値を検討	

※柔軟な休日の観点から、**工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大**

【参考】柔軟な休日の設定（九州地整試行工事）

閉所と交替制の柔軟な活用（R5～）

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒・週休二日(現場閉所)の工事において、受注者に責めの無い事象（災害等）により、工期の一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」が適用(≒減額)されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上

災害の発生により
週休2日の閉所が
困難に

工期	4月	5月	6月	7月	8月	・・・
週休2日の実施方法(当初予定)	閉所	閉所	~~閉所~~ 交替	閉所	閉所	・・・

従来：「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更（≒減額）

試行工事：「現場閉所」の補正率のまま(※受注者の責ではない場合に限る)

書類作成業務のさらなる負担軽減【全地整共通の取り組み】

国土交通省
九州地方整備局

Ｒ６年４月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた５つの支援メニューを実施

直轄工事での取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

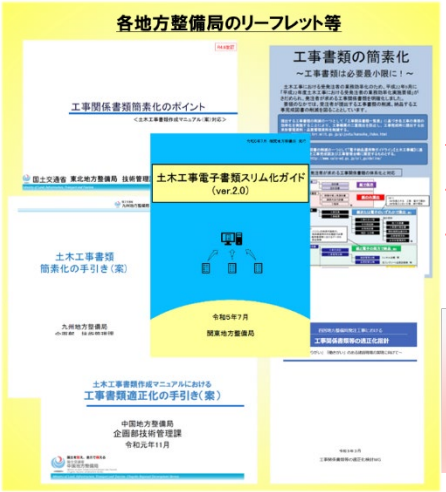

○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

工事書類スリム化のポイント

- ○工事書類の原則電子化（ASP活用）
- ○受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- ○作成・添付不要な書類の明確化
- ○書類の二重作成・提出防止
- ○検査書類限定型工事の活用
- ○遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」（44→10種類）の原則化

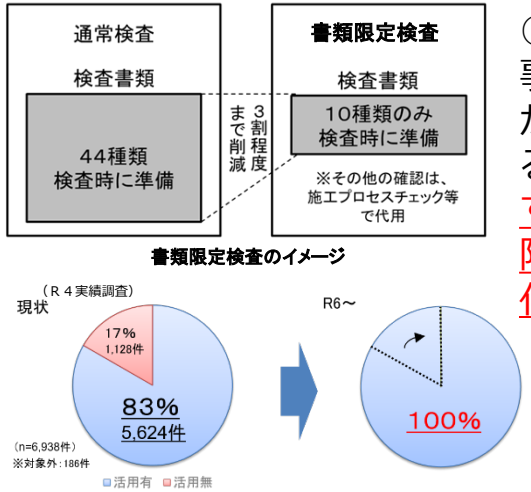

○完成工事における工事検査書類を４４種類から１０種類に限定する工事を“原則、実施”することとし、「書類限定検査」として標準化

『２０２４働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談を受ける窓口を設置

⇒九州地整：『2024働き方改革対応相談窓口』

【企画部技術管理課／各事務所】

書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和５年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

自治体との連携

工事関係書類の標準様式の展開

○国交省標準様式をＨＰで公表

○都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う

令和5年度　秋季　九州沖縄ブロック土木部長等会議

働き方改革（罰則付き時間外労働規制）に向けた九地整の新たな取り組み

①生産性向上（≒時間外労働削減）を実感するための運用基準の再構築

⇒・５つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：５（ﾌｧｲﾌﾞ）ルール】

・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにて公開中】
https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html

工事の適正執行のための勘所（かんどころ）

（ver.1.1）

令和６年２月

九州地方整備局
企画部　技術管理課

工事の適正執行のための勘所（かんどころ）

Ⅰ．品確法に定められた、**『発注者の責務』を再認識**しましょう！

- **予定価格の適正な設定**（必要な費用の計上、見積りの活用）
- **歩切の根絶**（現場状況に即した積算）
- **低入札価格調査基準価格**（自治体：最低制限価格）の設定・活用の徹底等
- **施工時期の平準化**（国債、繰越活用）
- **適正な工期設定**（週休２日制・雨天率・作業不能日設定、１班作業工程）
- **適切な設計変更**（適切な工期確保（延期）・適切な増額変更）
- **発注者間の連携体制の構築**（三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加）

～働き方改革のための**「五つの運用基準**（通称：５ルール）**」**＆**「勘所」**～

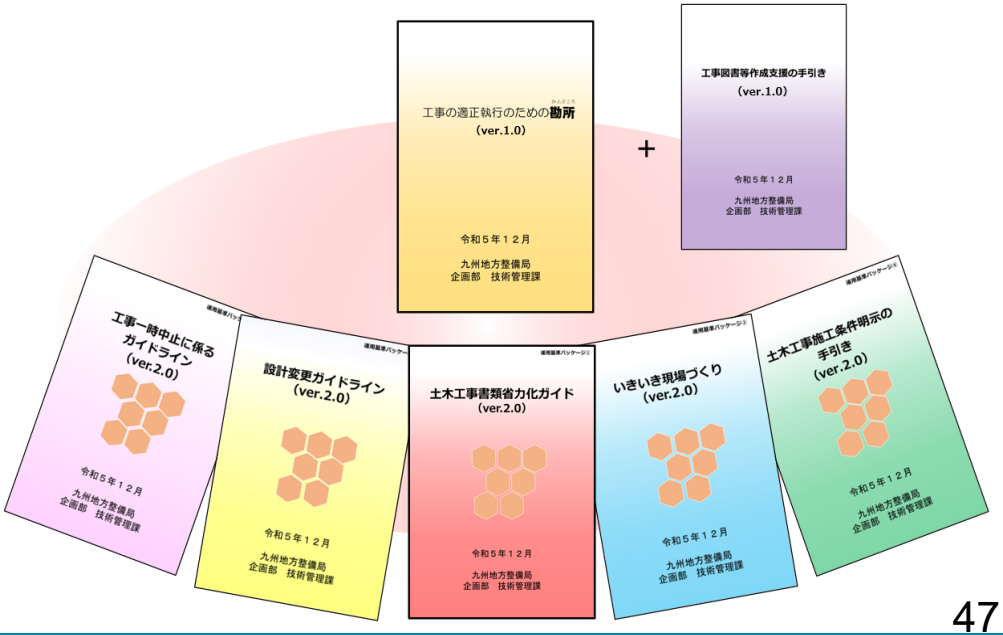

Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

□_工期設定支援システムを活用し、複数班施工等の工事は、必要な経費を計上
□_地域の実情等（出水期、地域の祭り、片付け等）に応じて必要な作業不可日を計上
□_平準化・余裕を勘案し工期設定（繁忙期避け）国債等を積極活用（余裕工期を原則設定）
□_標準歩掛が適用できない現場は、見積により現場条件に応じた価格設定

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

□_着手後の変更も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初条件も記載
□_施工条件明示チェックリスト、施工条件確認シートの内容を組織的にチェック

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

□_工事工程クリティカルパスを共有し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は工期及び費用を適正に変更
□_先ずは当該工事に関する設計の考え方と課題を現場技術員（監督補助）も含めて共有
□_事業は段取り八分。ワンデーレスポンス（回答時期の明確化を含む）を徹底
ウィークリースタンスを適用
①依頼日・時間及び期限に関すること　②会議・打合せに関すること　③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

□_必要以上の情報を求めぬよう、早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論
□_上記会議では資料作成等の役割分担を明確化
□_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、必要な経費を計上したうえで第三者を活用
・・・・・・・・・・・・・・・・【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

□_契約事項を理解したうえで、「書類限定検査（標準化）」（１０書類）を活用した工事検査

【工事内容に見合う対価】

■変更が３割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などは<u>あってはならない</u>

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場(出張所長･建設監督官)と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は<u>厳に慎むこと</u>

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは<u>設計変更の対象とする</u>

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることからも、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしで<u>プレキャストを採用してよい</u>

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則､二次製品を採用

ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、ＶＦＭ比較(例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/ﾒﾝﾃ費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc)により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合(時期を問わず途中交代が可能)
②受注者の責によらない契約事項の変更（工期延期）を伴う場合、交代が合理的な場合
③工程上一定の区切りと認められる(品質・出来形管理が必要な工種完了)場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況

国土交通省
九州地方整備局

●働き方改革に向けた**九州地整の新たな取り組みに関する説明会**（対象：担当職員･支援業務受注者･建設業協会）を県ブロック毎に実施

●現契約工事の**現場代理人･監理技術者を対象としたWEB説明会**

●上記説明会の動画を**YouTube配信**　【九州地整HP：　https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html　】

事務所				建設業協会				WEB説明会		
ブロック	開催日	出席者(担当職員･現場技術員)	出席者数		開催日	出席者	出席者数	開催日	出席者	出席者数
福岡県	2月9日(金)	本局、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、九州技術事務所、福岡国道事務所、有明海沿岸国道事務所	35	福岡県建設業協会	2月8日(木)	会長、副会長ほか	40	2月29日(木)	現場代理人等	462
	2月20日(火)	本局、福岡国道事務所、北九州国道事務所、遠賀川河川事務所、有明海沿岸国道事務所、筑後川ダム統合管理事務所、国営海の中道海浜公園事務所	83							
佐賀県	3月7日(木)	佐賀国道事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、有明海沿岸国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所	50	佐賀県建設業協会	3月7日(木)	会長、副会長ほか	39			
長崎県	3月6日(水)	長崎河川国道事務所	48	長崎県建設業協会	3月6日(水)	会長、副会長ほか	36			
熊本県	2月5日(月)	熊本河川国道事務所、菊池川河川事務所、阿蘇砂防事務所、緑川ダム管理所	41	熊本県建設業協会	2月5日(月)	会長、副会長ほか	66	YouTube配信		
	2月5日(月)	八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、立野ダム工事事務所、八代復興事務所、熊本河川国道事務所	34					配信日	集計時点	視聴数
大分県	2月27日(火)	大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、山国川河川事務所	55	大分県建設業協会	3月15日(金)	会長、副会長ほか	40	3月5日(火)	3月29日(金)	800
宮崎県	12月25日(月)	宮崎河川国道事務所	34	宮崎県建設業協会	2月21日(水)	会長、副会長ほか	48			
	2月22日(木)	延岡河川国道事務所	40							
鹿児島県	1月10日(水)	鹿児島国道事務所、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所	41	鹿児島県建設業協会	3月11日(月)	会長、副会長ほか	66			
	3月12日(火)	大隅河川国道事務所	47							
		小計	508			小計	335		小計	1,262

令和5年度総計：2，105名

事務所へ説明（福岡）

建設業協会へ説明（宮崎）

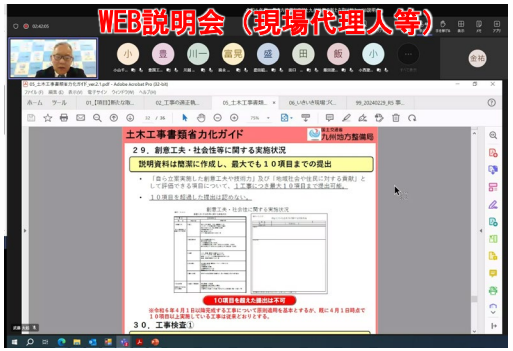
WEB説明会（現場代理人等）

YouTube配信
（九州地方整備局HPに動画掲載）

働き方改革に向けた事務所の取り組み事例

国土交通省
九州地方整備局

○昨年度、各県ブロック単位（発注者・現場技術員・建設業協会）、現場代理人等へ「働き方改革の九州地整の新たな取組み」キャラバン実施
さらに、説明会動画をYouTube配信し、整備局HP・イントラにて周知・浸透を図った。
○今年４月より建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、２事務所にて説明会を開催し、有明海沿岸国道事務所では、管内関係自治体にも参加頂き、施工者向け説明会の中で、**「発注者が働き方改革に関する取り組みを実践すること」等の「実践宣言」を行っている**。

～働き方改革のための**「五つの運用基準**（通称：５ルール）**」&「勘所」**～

●生産性向上を実感するための運用基準
①働き方改革のための５つの運用基準
（通称：５ルール）
②工事の適正執行のための勘所
③工事図書等作成支援の手引き

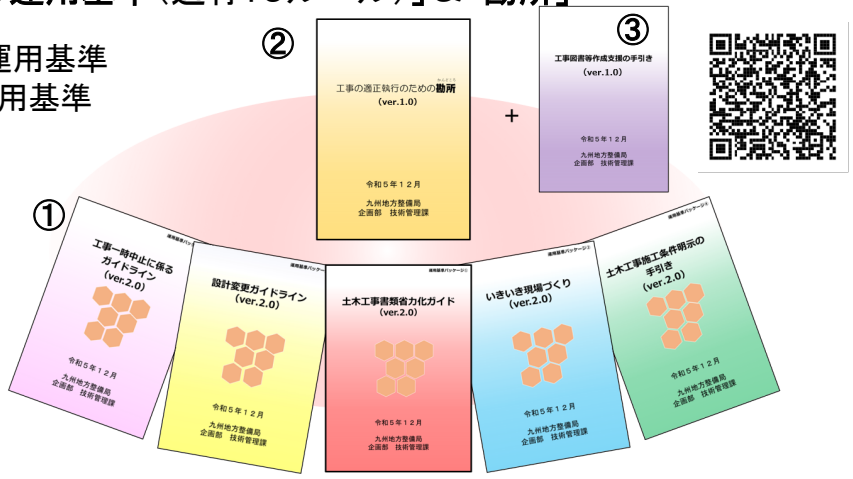

●熊本河川国道の取り組み

●有明海沿岸国道の取り組み

■熊本河川国道事務所による説明会（合計：約６０名）
・日　　程：　令和６年４月１０日（水）
・出 席 者：　事務所職員、現場技術員（監督補助ほか）
・マスコミ：　九建日報

■有明海沿岸国道事務所による説明会（合計：約１２０名）
・日　　程：　令和６年５月２４日（金）
・出 席 者：　事務所職員、現場技術員（監督補助ほか）
施工業者４３社
管内６自治体（佐賀市、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、荒尾市）
大牟田労働基準監督署
・マスコミ：　九建日報、佐賀建設新聞、有明新報

■大分河川国道事務所による説明会（合計：約４５名）
・日　　程：　令和６年６月１２日（水）
・出 席 者：　事務所職員、現場技術員（監督補助等）

■２２事務所（上記3事務所含）にて説明会実施及び今後実施予定

適切な設計変更のために① ～施工条件明示の徹底～

■ 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

〇借地が必要であるのに、明記されていない。
〇概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
〇支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない　　等

■ **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き（Ver. 2. 0）」を作成し、令和５年１２月に事務所に通知。**

具体的な明示例

●用地関連（借地に関する条件の明示）
⇒本工事の施工に必要となる参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、〇年〇月〇日以降を予定している。

●支障物件関連（移設完了時期の明示）
⇒本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間については、地下埋設物として〇〇〇（電気・電話・ガス・水道等）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、〇年〇月〇日頃の予定である。

●「その他」に記載
⇒着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載

今後、「土木工事施工条件明示の手引き(ver.2.0)」に追記予定

適切な設計変更のために② ～工事工程クリティカルパスの共有～

国土交通省
九州地方整備局

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

（平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用）

＜工事工程共有の流れ＞

① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。

② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。

③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。

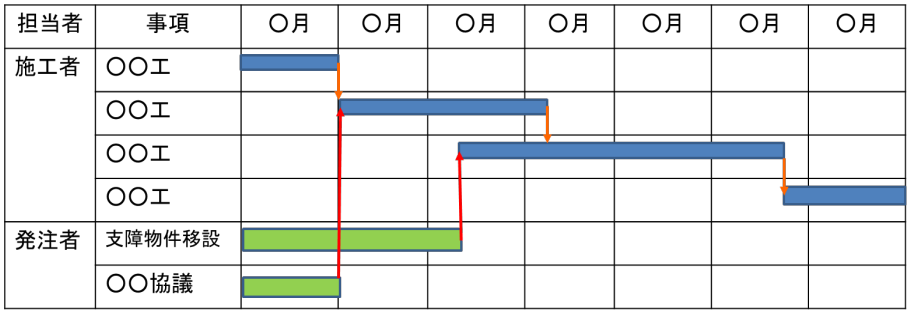

クリティカルパスを含む工事工程（イメージ）

工期の変更・間接工事費の変更

○一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

適切な設計変更のために③　～見積の活用～

■厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする**直接工事費**＞

・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
・河川維持工（伐木除根工）
・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工（路面切削）、舗装打換え工（基層・中間層・表層）、切削オーバーレイ工（切削オーバーレイ）、オーバーレイ工（基層・中間層・表層）
・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

＜設計変更の対象とする**間接工事費**＞

・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
　営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
　労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
・運搬費、役務費（資機材置き場の確保が困難な工事等）
・安全費（交通集中が見られる地域等）

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

適切な設計変更のために④ ～3者合同現地調査～

業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の３者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）

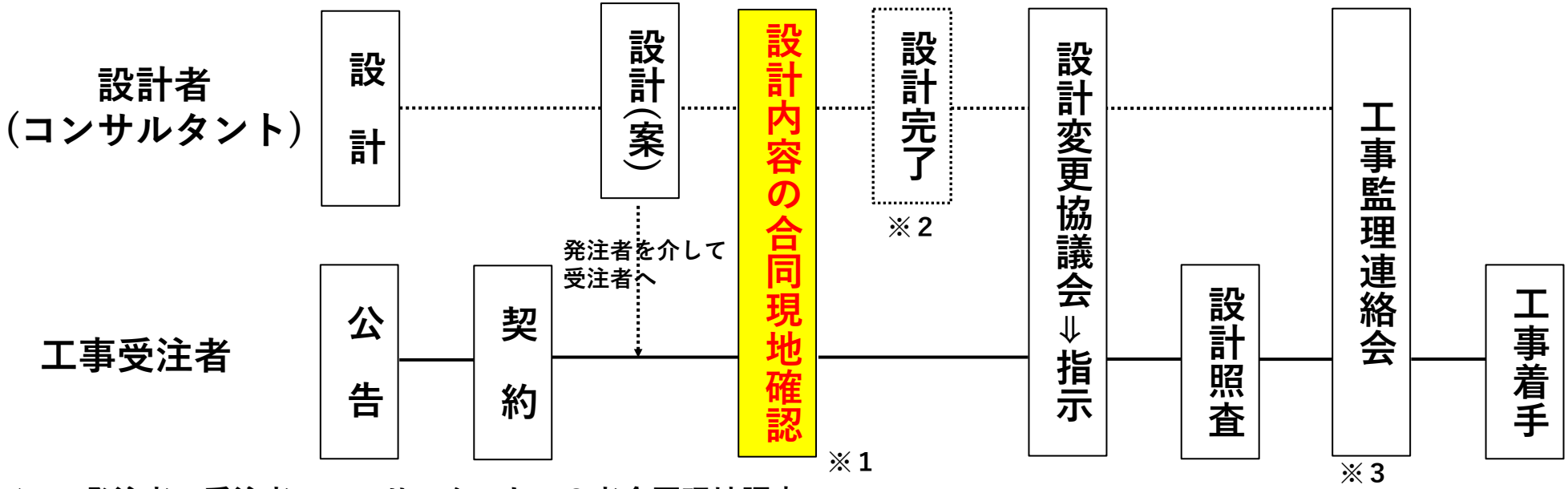

※１：発注者、受注者、コンサルタントの３者合同現地調査
※２：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議
※３：必要に応じて工事監理連絡会を実施

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置

業界団体からの意見

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。

新たな対応

●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。

問合せ先：各事務所HP（URL：https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyo）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

②企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。

問合せ先：・企画部技術管理課：092−476−3546

・いきいき現場づくり

（URL：qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html）

働き方改革（罰則付き時間外労働規制）に向けた九地整の新たな取り組み

P46
再掲

①生産性向上（≒時間外労働削減）を実感するための運用基準の再構築

⇒・５つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：５（ﾌｧｲﾌﾞ）ルール】

・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにて公開中】
https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html

「土木工事書類省力化ガイド」の策定　～書類の簡素化・省力化～

（旧称：土木工事書類簡素化の手引き）

【関係業界からの主な声】

・「以前に比べ書類が減った」という意見がある一方で，「さらなる簡素化に取り組んで欲しい」という声が多数

【土木工事書類省力化ガイドの位置付け】

〇九州地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事の
工事関係書類を必要最小限に省力化（スリム化）するための方法や削減可能な工事書類を紹介

〇受注者及び発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は、
本ガイドに基づき工事書類の省力化（スリム化）に留意

※受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。法令等に規定された書類は適正に作成。

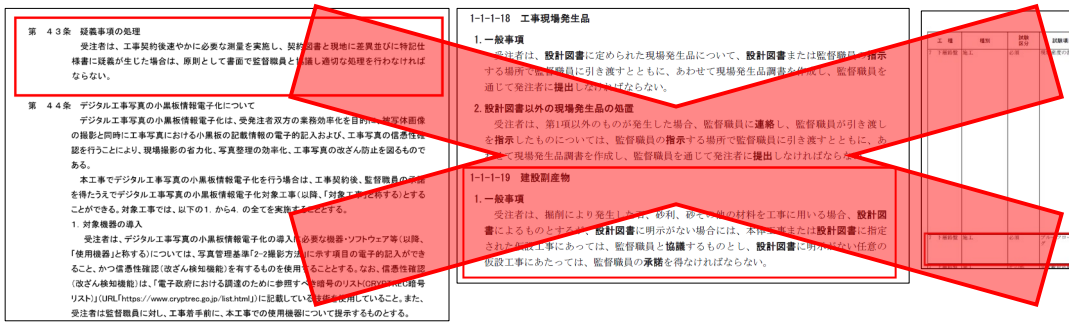

（特記仕様書、共通仕様書、管理基準等）

本ガイドにより、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、電子化、遠隔臨場やWeb会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。

全ての書類は電子化

ASPを活用し書類は電子データで管理

- ASP（情報共有システム）は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- 全ての工事においてASP（情報共有システム）を活用し、全ての書類は電子データで管理。

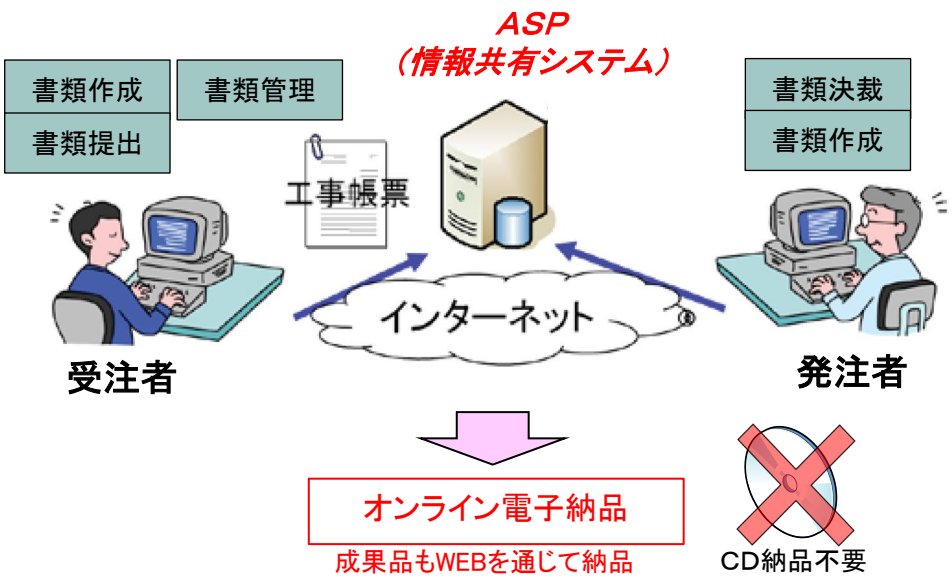

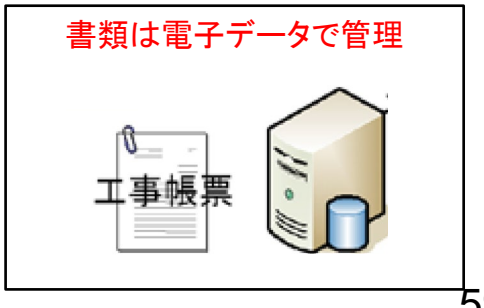

「工事監理連絡会」及び「設計変更協議会」で役割分担を明確化

- **会議に向けた過度な資料作成は不要（≒受発注者で問題を共有することが最優先）**
- **判断できる者（技術福所長等）が出席**
- **工事着手前の「工事監理連絡会」及び「設計変更協議会」で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化し、役割分担を徹底**

受注者

受注者の分担

（事例）

・工事のお知らせ
（自治会、住民等への周知）
・関係機関協議結果に基づく届出
・設計図書、条件明示と現場との不整合による協議資料

工事監理連絡会（着手前）

役割分担を明確化

※役割分担は
「工事図書等作成支援の手引き」により
決定

協議に反映

発注者の分担

（事例）

・土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出
・【概算概略発注等のため関係機関協議、未了の場合】
　関係機関との設計・施工協議
　占用物件の移設の調整、監督処分
・設計図書、条件明示と現場との不整合による設計図書修正（構造計算の伴うものや大幅な 修正）

※ 受注者が実施する場合は、その設計費用を発注者が負担する

発注者

2）発注者自らが対応できない場合の対策

工事図書等作成支援の手引き

（ver.1.0）

令和５年１２月

九州地方整備局
企画部　技術管理課

設計図書の訂正･変更

当初受託者(ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等)の責

NO

YES

契約不適合責任期間

責任期間外
（又は契約の履行を追完できない場合）

責任期間内

変更が発生した事由

	条件変更に伴う場合	概算発注方式で発注した場合	新たな構造計算が必要になった場合	「契約不適合責任」による場合 成果物の修補又は履行の追完の請求	工程上やむを得ない場合※
変更設計図書	【確認資料作成】 ・工事の受注者が作成（施工図等）		【確認資料作成】 ・工事の受注者が必要に応じて試験結果等を提出	【確認資料作成】 ・工事の受注者が作成（施工図等） ※設計の誤りが発覚した場合	【確認資料作成】 ・工事の受注者が作成（施工図等） 【変更設計図面・数量計算書作成】 ・工事の受注者が作成 ※工程上やむを得ない場合とは、以下の全てを満たす場合を指す。 ・地整職員、積算技術業務、工事監督支援業務、事業調査業務のいずれも、設計図書の訂正や変更への対応（変更設計図面等の作成）ができない。 ・工期の制約等により、コンサルタント等に発注する時間的な余裕がない。 ・受注者と協議し受注者が対応可能な場合に指示、必要な工期、費用は契約変更の対象とする。
	【変更設計図面作成】 ・地整職員が対応できない場合 1）工事監督支援業務にて【確認資料】を精査・修正等を実施。 または、事業調査業務に変更指示、支援業務で対応出来ない場合は既契約又は新規発注の設計業務に指示。※1 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	【変更設計図面作成】 1）・設計（コンサル）業務で作成 または ・（ロット割）事業調査業務にて作成 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	【変更設計図面作成】 1）・【高度な設計の場合】新規詳細設計業務発注 ・【簡易な設計の場合】既存測量設計業務へ追加 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	【変更設計図面作成】 1）・当初受託者（ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等）が作成 ※契約不適合責任期間 ・軽微な契約不適合：3年以内 ・重大な契約不適合：10年以内 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	
変更数量計算書	【確認資料作成】 ・工事の受注者が作成（出来形数量計算書）			【確認資料作成】 ・工事の受注者が作成（施工図等）	
	【変更数量計算書】 ・地整職員が対応できない場合 1）工事監督支援業務にて【確認資料】を精査・取り纏めを実施。 または、事業調査業務に変更指示、支援業務で対応出来ない場合は既契約又は新規発注の設計業務に指示。※1 2）積算技術業務にて上記を取り纏め資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	【変更数量計算書作成】 1）・設計（コンサル）業務で作成 または ・（ロット割）事業調査業務にて作成 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	【変更数量計算書作成】 1）・【高度な設計の場合】新規詳細設計業務発注 ・【簡易な設計の場合】既存測量設計業務へ追加 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	【変更設計図面作成】 1）・当初受託者（ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等）が作成 ※契約不適合責任期間 ・軽微な契約不適合：3年以内 ・重大な契約不適合：10年以内 2）積算技術業務にて上記資料の最終確認、契約のための体裁の修正等を実施。	
仕様書特記事項	【確認資料作成】 ・工事の受注者が作成				
変更特記事項	【変更特記仕様書作成】 ・地整職員が対応できない場合は、積算技術業務、工事監督支援業務、事業調査業務のいずれかに変更指示。				

「勘所」、「5ルール」に関するQ&A

No.	分類	質問	回答
7	変更設計	工事受注者に工事書類作成を変更追加した場合の費用について、どの費目で計上すればよいか。	費用は、業務委託料で計上します。

※1：優先順
1.工事監督支援業務
2.事業調査業務
3.既契約測量設計業務追加
4.新規設計業務発注

：発注者が行うべき作業項目等
：コンサルタント等の作業項目
：工事受注者の作業項目
赤字：発注者自らが作成できない場合の対策

創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成し、最大でも１０項目までの提出

- 「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、<u>各検査毎に最大10項目まで提出可能。</u>
- <u>10項目を超過した提出は認めない。</u>

※1：完成検査、完済部分検査については検査毎に最大10項目まで
※2：実施した事項1つにつき1項目とみなす。（例：新技術であれば1技術の提出で1項目とみなす）

創意工夫・社会性に関する実施状況

様式－３４(1)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項　目	評価内容	実施内容	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用　等	
	□新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術　の活用	
	□品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫　等	
	□安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫　等	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活　動への協力　等	

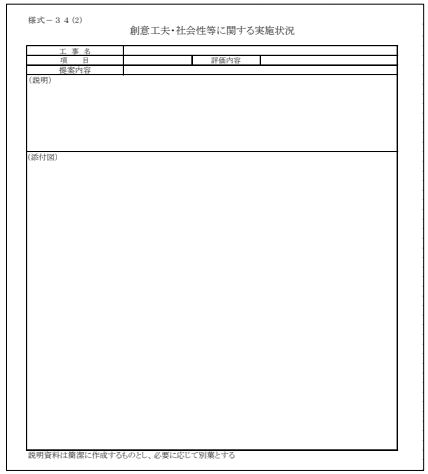

様式－３４(2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			
項　目		評価内容	
提案内容			

（説明）

（添付図）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

10項目を超えた提出は不可

※令和6年4月1日以降完成する工事について原則適用を基本とするが、既に4月1日時点で10項目以上実施している工事は従来どおりとする。

工事検査

「書類限定検査の実施の標準化」を活用し１０書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- １０種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知時に受注者に通知すること。

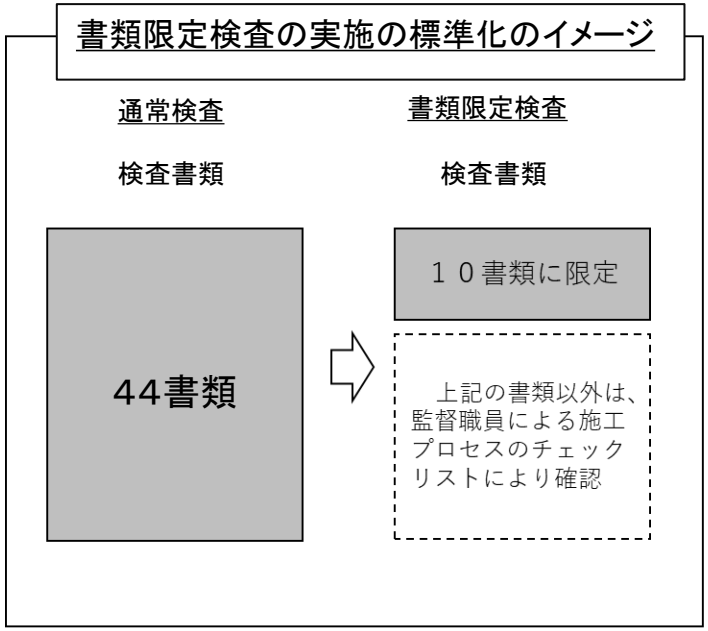

【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外
・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
・施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

「工事検査」における書類の取扱いなどを明確化

- **工事検査は電子データにより実施**
- **不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない**

- 土木工事電子書類作成マニュアル及び本ガイドにおいて**不要としている書類を作成しても工事成績評定では評価されない。**
- 書類の見栄えや多さは、**工事成績評定に影響しない**。
- 工事概要説明資料（ダイジェスト版）等の**工事検査のために新たな資料の作成不要**。
- 監督職員、検査職員は、**不要な書類の提出、提示は求めないこと**。

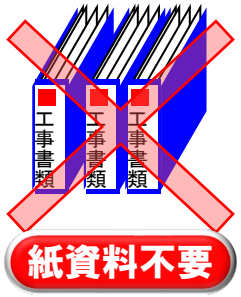

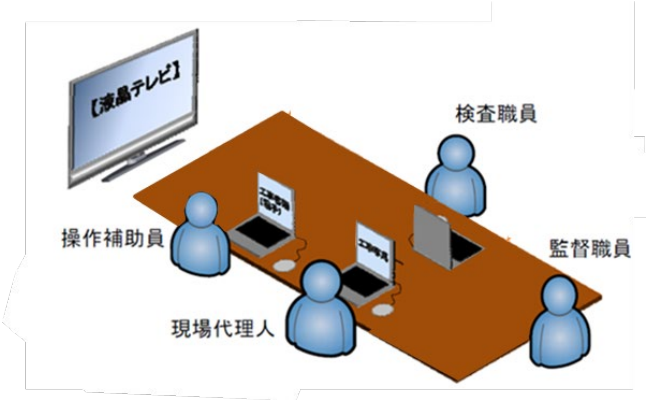

「いきいき現場づくり」の策定　～ウィークリースタンス～

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、**「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」**を設け、現場環境改善に努める。

（1）目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

（2）対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

（3）取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1）標準項目

①依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）

・打合せはWEB会議等の活用に努めること。

③業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）

・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2）追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

（4）進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

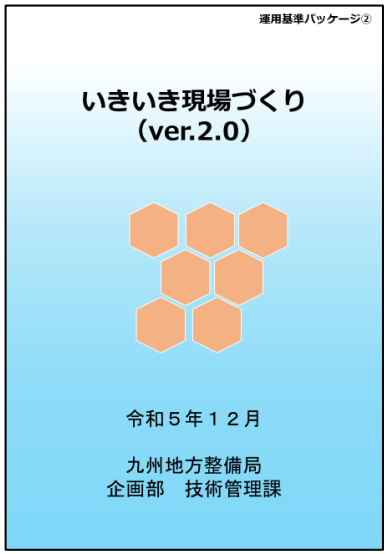

統一現場閉所の取り組み

国土交通省
九州地方整備局

○九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。
○共通目標の1つとして、令和2年度より「統一現場閉所日」を設定しており、令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日とすることとしている。また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進する。
※令和6年度共通目標記者発表URL（九州地整HP内）：http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html

【令和6年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	R４	R５	R６予定
九州・沖縄ブロック	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
九州地方整備局	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
佐賀県	毎月第４土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月毎週土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
大分県	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日	毎週土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
福岡市	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日
熊本市	8月27日（土） 11月12日（土）	4月22日（土） 8月12日（土） 11月11日（土） 1月13日（土）	毎月第4土曜日

【※取り組みを推進する機関】
国　：九州地方整備局、沖縄総合事務局
県　：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令市：北九州市、福岡市、熊本市

工事関係書類の様式の統一化

○九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。

○共通目標の1つとして、令和2年度より「工事関係書類の様式の統一化」を設定し取り組みを進めており、令和5年度末時点で全43様式のうち31様式（72%）の統一化を実施済み。令和6年度中に全様式の統一化を実施する予定。

※令和6年度共通目標記者発表URL（九州地整HP内）：http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html

	様式番号	書類名称等		様式番号	書類名称等
1	様式-1	現場代理人等通知書	26	様式-18	工事出来高内訳書
2	様式-1(2)	経歴書	27	様式-19	請負工事既済部分検査請求書
3	様式-1(3)	現場代理人等変更通知書	28	様式-21	修補完了届
4	様式-2	請負代金内訳書	29	様式-22	部分使用承諾書
5	様式-3(1)	工程表	30	様式-23	工期延期届
6	様式-3(2)	変更工程表	31	様式-24	支給品受領書
7	様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	32	様式-25	支給品精算書
8	様式-5	請求書（前払金，中間前払金，指定部分完済払金，部分払金，完成代金）	33	様式-26	建設機械使用実績報告書
9	様式-5(2)	請求内訳書（部分払）	34	様式-27	建設機械借用・返納書
10	様式-5(3)	請求内訳書（国債部分払）	35	様式-28	現場発生品調書
11	様式-5(4)	請求内訳書（指定部分払）	36	様式-29	完成通知書
12	様式-6(1)	ＶＥ提案書（契約後VE時）	37	様式-30	引渡書
13	様式-6(2)	ＶＥ提案書（契約後VE時）	38	様式-31	出来形管理図表
14	様式-6(3)	ＶＥ提案書（契約後VE時）	39	様式-31-2	出来形合否判定総括表
15	様式-6(4)	ＶＥ提案書（契約後VE時）	40	様式-32	品質管理図表
16	様式-7	品質証明員通知書	41	様式-33	品質証明書
17	様式-9	工事打合せ簿（指示，協議，承諾，提出，報告，通知）	42	様式-34(1)	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）
18	様式-10	材料確認書	43	様式-34(2)	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）
19	様式-11	段階確認書			
20	様式-12	確認・立会依頼書			
21	様式-13	工事事故速報			
22	様式-14	工事履行報告書			
23	様式-15	認定請求書			
24	様式-16	指定部分完成通知書			
25	様式-17	指定部分引渡書			

：　全機関で統一化が完了している様式

建設業における新しい職域「建設ディレクター」

〇建設ディレクターとは、ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい職域です。現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組として「働き方改革への取組」にも繋がります。

〇工事施工に係るデータの整理及び処理、提出する書類の作成やICT業務等を行い、専門スキルを身に着け、現場とオフィスをつなぎ・支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくります。ポータブルスキルを身につけることでライフステージに左右されない安定した雇用が保たれ女性や若手の業界進出、多様な人材の活躍にも繋がっています。

新しい職域「建設ディレクター」の創出

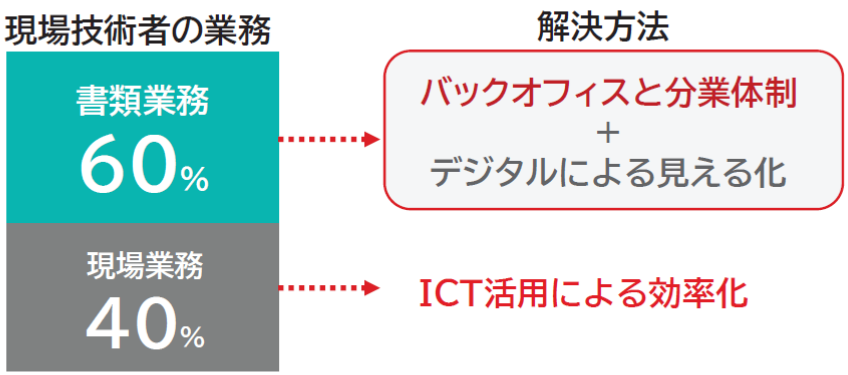

日常業務に直結する書類こそ、効果につながる

©一般社団法人建設ディレクター協会

建設ディレクターとは

ITとコミュニケーションで現場を支援する新しい職域

技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理 、ICT業務を担う人材です。
技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に取り組みます。

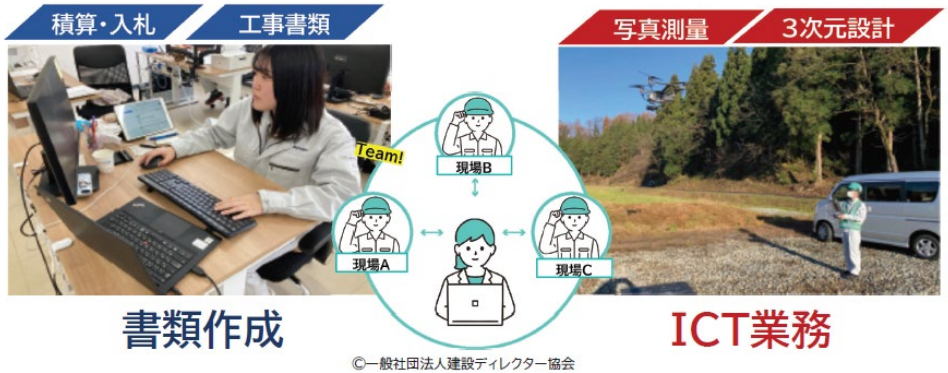

©一般社団法人建設ディレクター協会

「建設ディレクター」は、一般社団法人建設ディレクター協会の登録商標です。（登録番号：第5939693号、第6327912号）

時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

○ 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

別表第２　　現場管理費率

第１表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。ただし，変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	~~43.43~~ 44.05	~~1276.7~~ 1118.2	~~-0.2145~~ -0.2052	~~14.98~~ 15.91
河川・道路構造物工事	~~42.54~~ 43.11	~~458.2~~ 402.3	~~-0.1508~~ -0.1417	~~20.13~~ 21.34
海岸工事	~~27.79~~ 28.11	~~113.9~~ 100.3	~~-0.0895~~ -0.0807	~~17.82~~ 18.84
道路改良工事	~~33.69~~ 34.09	~~87.0~~ 76.4	~~-0.0602~~ -0.0512	~~24.99~~ 26.44
鋼橋架設工事	~~48.24~~ 48.86	~~303.1~~ 265.1	~~-0.1166~~ -0.1073	~~27.05~~ 28.69
PC橋工事	~~30.78~~ 31.06	~~120.9~~ 111.0	~~-0.0868~~ -0.0808	~~20.01~~ 20.80
舗装工事	~~40.38~~ 40.83	~~668.7~~ 598.0	~~-0.1781~~ -0.1703	~~16.69~~ 17.54
砂防・地すべり等工事	~~45.75~~ 46.27	~~1370.6~~ 1229.5	~~-0.2157~~ -0.2081	~~15.69~~ 16.48
公園工事	~~42.63~~ 43.09	~~387.3~~ 347.3	~~-0.1400~~ -0.1324	~~21.28~~ 22.34
電線共同溝工事	~~60.36~~ 61.19	~~2408.8~~ 2132.5	~~-0.2339~~ -0.2253	~~18.91~~ 20.01
情報ボックス工事	~~54.04~~ 54.60	~~1692.0~~ 1528.4	~~-0.2185~~ -0.2114	~~18.28~~ 19.13
下水道（4）工事	~~35.05~~ 35.56	~~204.8~~ 178.6	~~-0.1120~~ -0.1024	~~20.11~~ 21.39

現場管理費率の改定イメージ

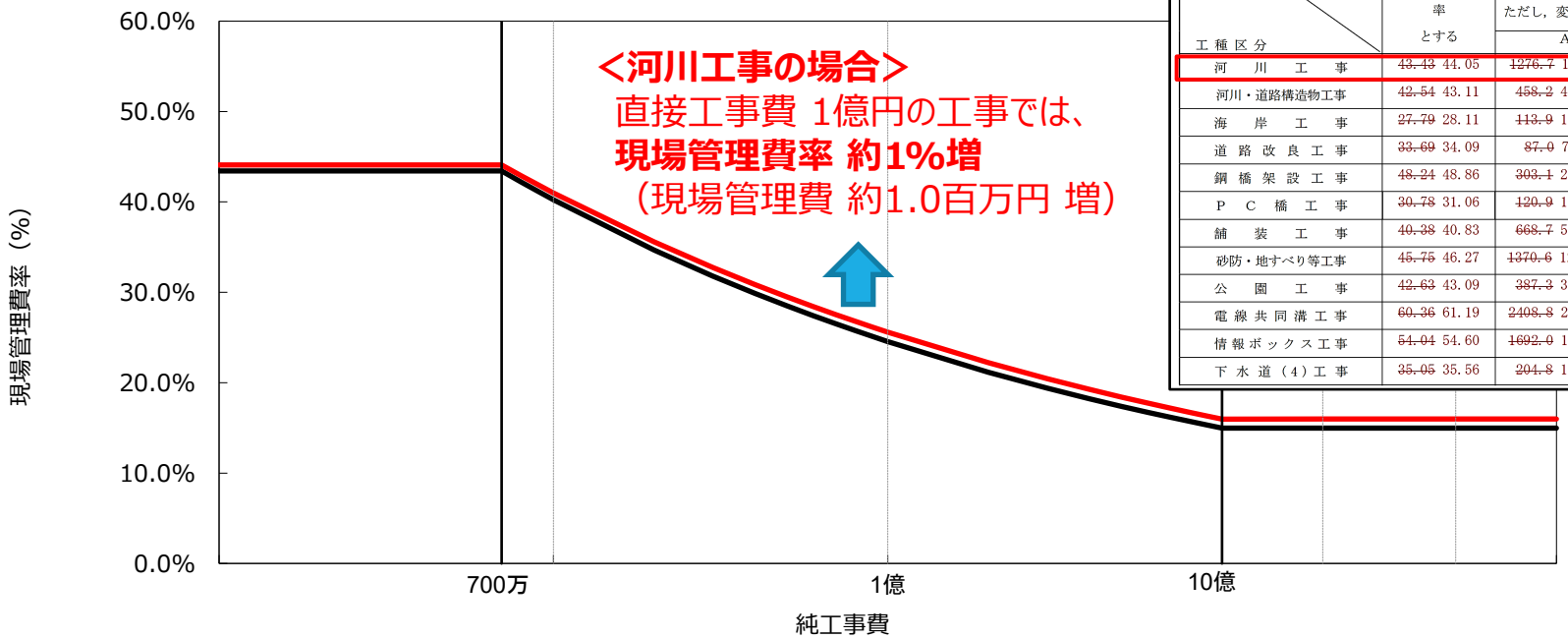

【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

建設業の魅力発信の取り組み

国土交通省
九州地方整備局

令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、小中学生や高校生、親子向けの現場見学会や体験会等を実施。令和6年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

＜令和5年度の主な取り組み状況＞

【佐賀県】

- 建設業親子現場体験会を開催
- コンクリート壁に将来の夢描き
- ドローンによる写真撮影
- 建設重機の操作体験

【大分県】

- 女性活躍の拡大に向けたスキルアップセミナーや交流会の開催
- 小中学生を対象にした「土木・建築おしごと教室」を開催
- 最新のICT技術の活用を体験するバスツアーを開催

【沖縄総合事務局・沖縄県】

- 現場体験会を開催
- VR体験、ハーネス着用体験等
- 建設現場親子バスツアーを開催
- クレーン操作体験等

【福岡市】

- 職場見学会の実施
- 出前講座の実施
- カレンダー配布
- SNSの活用

建設業の魅力発信の取り組み

国土交通省
九州地方整備局

土木の日SNSアクションについて

ごあいさつ

私たちの町は、道、橋、トンネル、ダム、河川、水道、港、公園など、土木技術によって築かれ、守られています。日常的に快適に歩ける道、衛生的で安心して飲める水道水、友達と楽しく遊ぶ公園。これらは、私たちにとって当たり前のように存在していますが、その背後には、黙々と働く土木の従事者の姿があります。暑い日も寒い日も、時には災害のときも、市民のために汗をかく土木のヒーローたち。しかし、土木の世界を知らない人々も多くいます。子供の憧れの職業に「土木」の文字はありません。

11月18日は「土木の日」です。この特別な日に、私たちは土木の魅力を広め、新たな可能性を切り拓くイベントを計画しました。

土木の日を祝い、魅力あふれる土木の世界を一緒に発信しましょう！
共に感動し、土木の素晴らしさに触れ、未来の土木のヒーローとなるきっかけを見つけましょう！

土木の日SNSアクション
実行委員長　デミー博士

SNSアクション 概要

土木を憧れの職業No.1へ

参加	どなたでも参加可能。お子さんも大歓迎！
実施	2024年11月18日（月）ならいつでも ピークタイムは午前11時18分！

This site was designed with the WIX.com website builder. Create your website today. Start Now

投稿方法	① 共通ハッシュタグ『#土木の日2024』をつける ② 土木への想い、関連する写真やイラスト、動画を投稿する ＊何枚でも投稿可能 ＊デザインシートを活用して盛り上げよう！
主催	土木の日SNSアクション実行委員会
後援	（公社）土木学会
協賛	(一財)建設物価調査会 (株)日刊建設工業新聞社 (株)ウィルオブ・コンストラクション(施工の神様)

7. 円滑な施工体制の確保

遠隔臨場への取り組み【施工段階】

○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

- 遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- 受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- 実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- 実施しなくてもペナルティはなし。

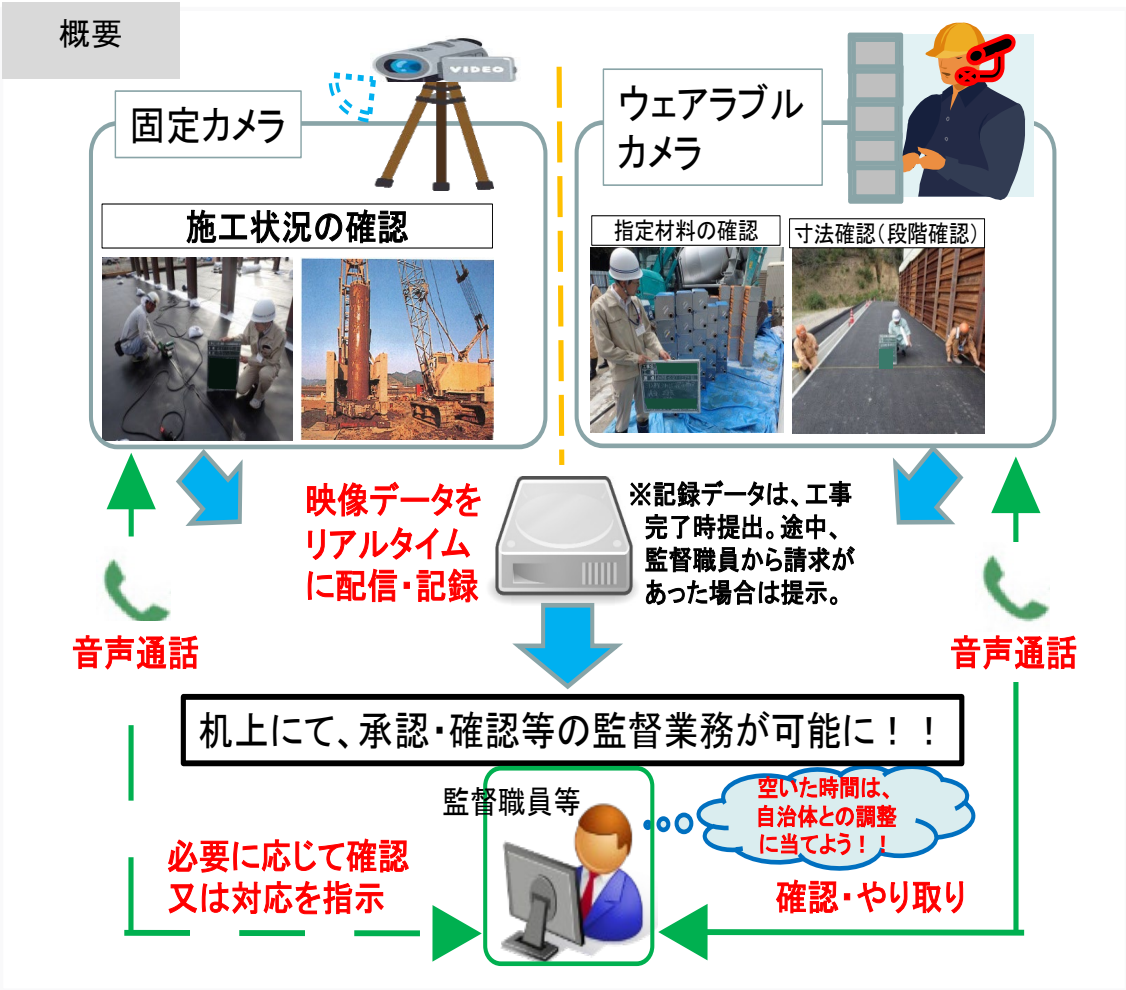

配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、**「監理技術者等の途中交代可能なルール」**を策定

〇途中交代(拡大) ：工程上一定の区切りと認められる場合

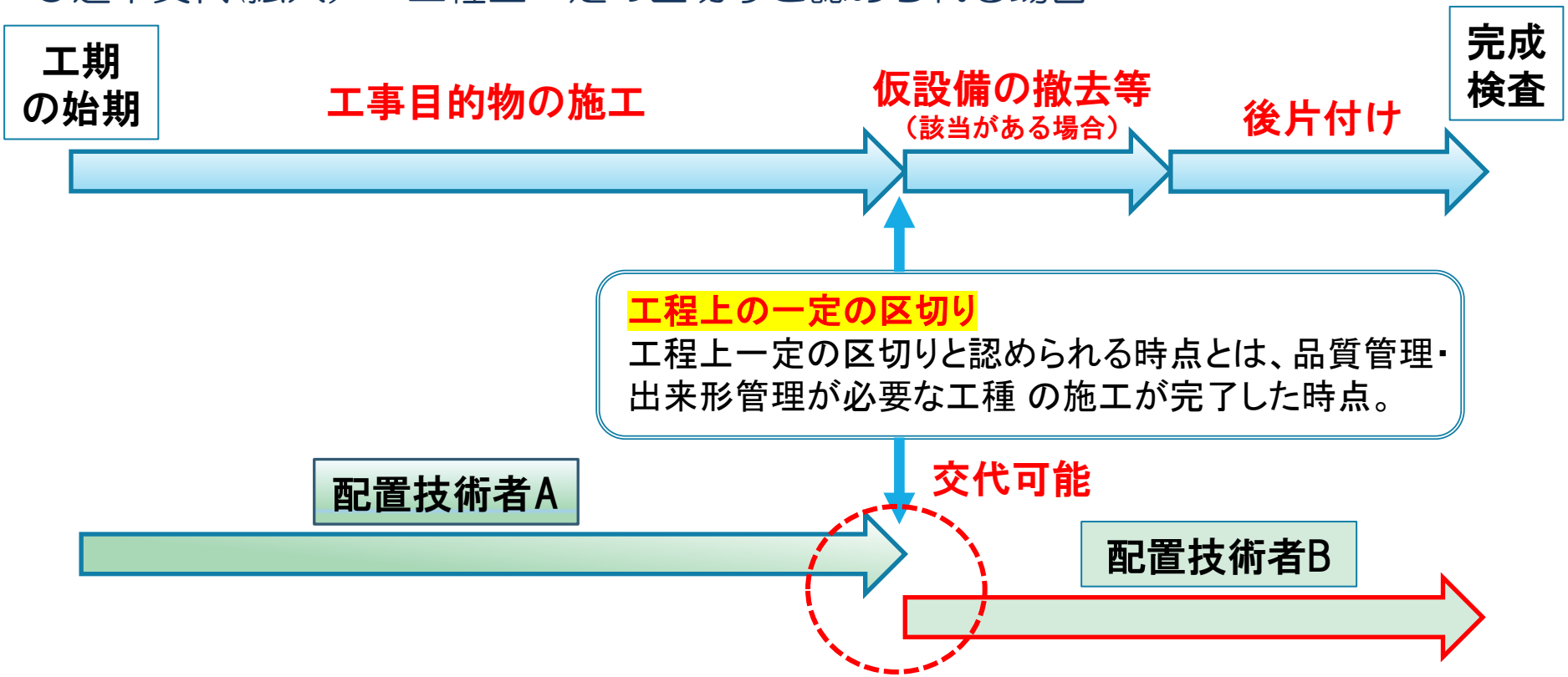

交代後の配置技術者(B)の資格要件

・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続き における**競争参加資格（「同種工事の経験を有する者」は除く）** を満足するものであれば途中交代を認める。

・交代前の配置技術者と同等(総合評価の加算点数)以上である必要はない。

8. 九州圏広域地方計画

新たな国土形成計画について

○今後概ね10年間の長期計画となる国土形成計画には、「広域的な機能の分散と連結強化」、「持続可能な生活圏の再構築」により、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す考え方が示されており、令和5年7月に閣議決定。

国土形成計画（全国計画） 概要

2023年（令和5年）7月閣議決定

新たな国土の将来ビジョン

計画期間： 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

時代の重大な岐路に立つ国土 《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり
- 未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- 巨大災害リスクの切迫（水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等）
- 気候危機の深刻化（2050年カーボンニュートラル）、生物多様性の損失

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化
- テレワークの進展による転職なき移住等の場所に縛られない暮らし方・働き方
- 新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化
- DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- 東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

目指す国土の姿 「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

- デジタルとリアルの融合による **活力ある国土づくり** ～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～
- 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する **安全・安心な国土づくり** ～災害等に屈しないしなやかで強い国土～
- 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む **個性豊かな国土づくり** ～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点　①民の力を最大限発揮する官民連携　②デジタルの徹底活用　③生活者・利用者の利便の最適化　④縦割りの打破（分野の垣根を越える横串の発想）

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

国土構造の基本構想 「シームレスな拠点連結型国土」

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

〈広域的な機能の分散と連結強化〉
- ◆ 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化

階層間のネットワーク強化

〈持続可能な生活圏の再構築〉
- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生（小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生）
- ◆ 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

- ➢ 東京一極集中の是正（地方と東京のwin-winの関係構築）
- ➢ 国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靭性（レジリエンス）の向上

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人程度以上を一つの目安として想定した地域づくり（地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完）
- 「共」の視点からの地域経営（サービス・活動を「束ねる、束ねる、繋げる」発想への転換）
  - ✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
  - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
  - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による相乗効果の発揮

持続可能な産業への構造転換
- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上　等

グリーン国土の創造
- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用（30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化）
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり（地域共生型再エネ導入、ハイブリッドダム等）等

人口減少下の国土利用・管理
- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX　等

新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想の実現

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える 国土基盤の高質化
- 防災・減災、国土強靭化、生活の質の向上、経済活動の下支え〔機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化〕
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化
- ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

地域を支える人材の確保・育成
- 包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こどもまんなかまちづくり等のこども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

分野別施策の基本的方向
- ○地域の整備（コンパクト＋ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等）
- ○産業（国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等）
- ○文化・スポーツ及び観光（文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等）
- ○交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ
- ○防災・減災、国土強靭化
- ○国土資源及び海域の利用と保全（農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等）
- ○環境保全及び景観形成

計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進
- ○地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- ○広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

国土の基本構想として

「対流促進」
「コンパクト＋ネットワーク」
をさらに深化・発展させ、

○ **「シームレスな拠点連結型国土」**
- 広域的な機能の分散と連結強化
- 持続可能な生活圏の再構築

＜階層間のネットワーク強化＞

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

重点テーマとして

- 生活圏人口10万人以上を一つの目安として想定した地域づくり

が示されている

次期国土形成計画（広域地方計画）の策定について

○国土形成計画（広域地方計画）は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第９条に基づき、全国計画を基本として広域地方計画区域ごとに方針や目標を定める計画（国土交通大臣決定）。

○現在、広域地方計画区域は東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏の８圏域。
（北海道は北海道総合開発計画、沖縄は沖縄振興基本方針・沖縄振興計画を有する）

○現行計画の中間評価や新たな全国計画の議論を踏まえ、令和４年度より、８圏域において次期広域地方計画の検討に着手。

○令和５年７月「基本的な考え方」を公表。令和６年冬頃公表予定の「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣決定予定。

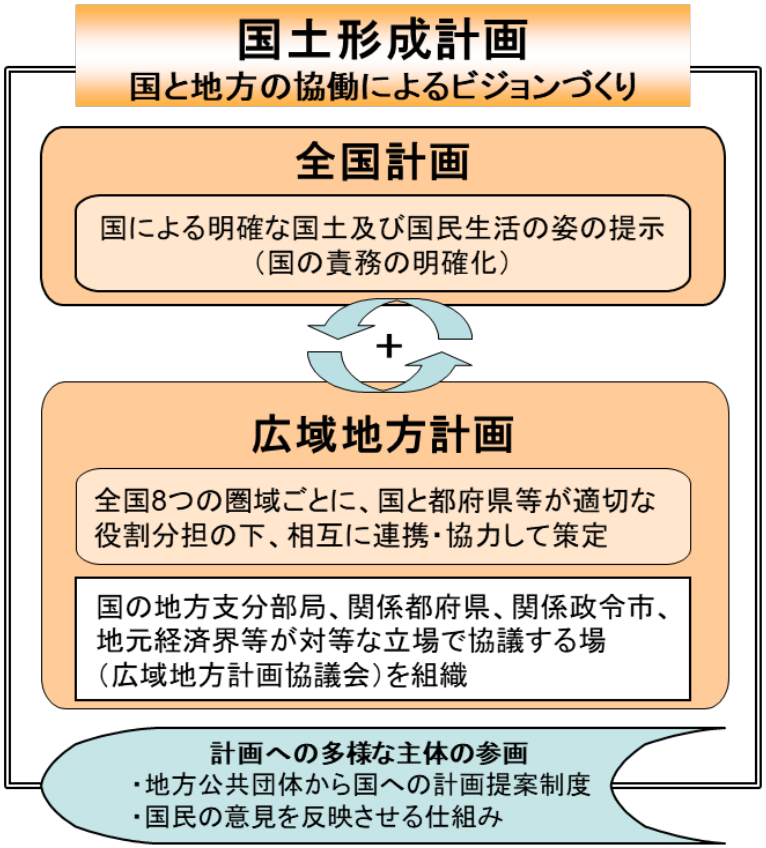

※国土形成計画（全国計画）は、国土利用計画（全国計画）と一体のものとして定めることとされている。

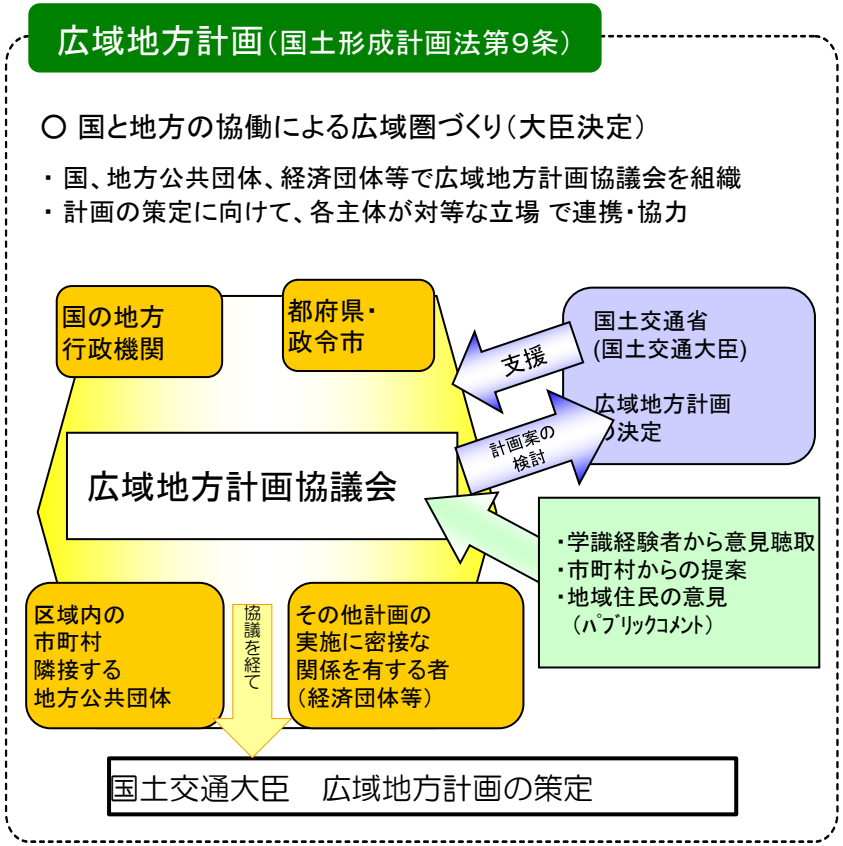

【将来像】

アジアの成長センター　「アイランド九州」

- アジアの経済や産業、賑わいの中心となって成長をけん引し、国内だけでなく世界から憧れとされる地域となるため、「九州はひとつ」として自立的発展を目指す

【将来像実現へ向けた目標】

【目標１】成長エンジン「アイランド九州」

- 国際競争力を高め、アジアの経済をけん引する成長センターとなり、多様な人々が集い賑わう国際交流の拠点「成長エンジン『アイランド九州』」を目指す。また、基幹産業の更なる発展に加え、成長産業の発展を促すことで、新たなイノベーションを生み出す。

【目標２】自立型広域連携「アイランド九州」

- 重層的な生活・経済圏域を基盤とし、離島・半島・中山間地域等を含め、デジタルとリアルの融合による多様なネットワークで連結することで、都市の利便性と地方の快適性が共生した「住んでよし」「働いてよし」「育ててよし」が実感できる魅力的な生活環境を形成し、幸福度の高い「自立型広域連携『アイランド九州』」を目指す。

【目標３】強く美しい「アイランド九州」

- 地震や豪雨等、あらゆる大規模災害等に対し、強靭な九州圏を構築するとともに、美しい自然を保全し、環境負荷の少ないカーボンニュートラルの実現をリードする「強く美しい『アイランド九州』」を目指す。

成長エンジン「アイランド九州」の将来像（基幹産業の発展）

○ サプライチェーンや物流・人流ルートを確保し、産業発展を下支えする交通インフラ等整備の推進
○ 九州各地の工場や産地から、圏内の物流拠点や消費地等へ速達性・多重性・代替性機能を持った交通網で接続
○ アジア等諸外国や他圏域との交流強化を図る交通結節機能整備により、アジアの成長力を引き込む

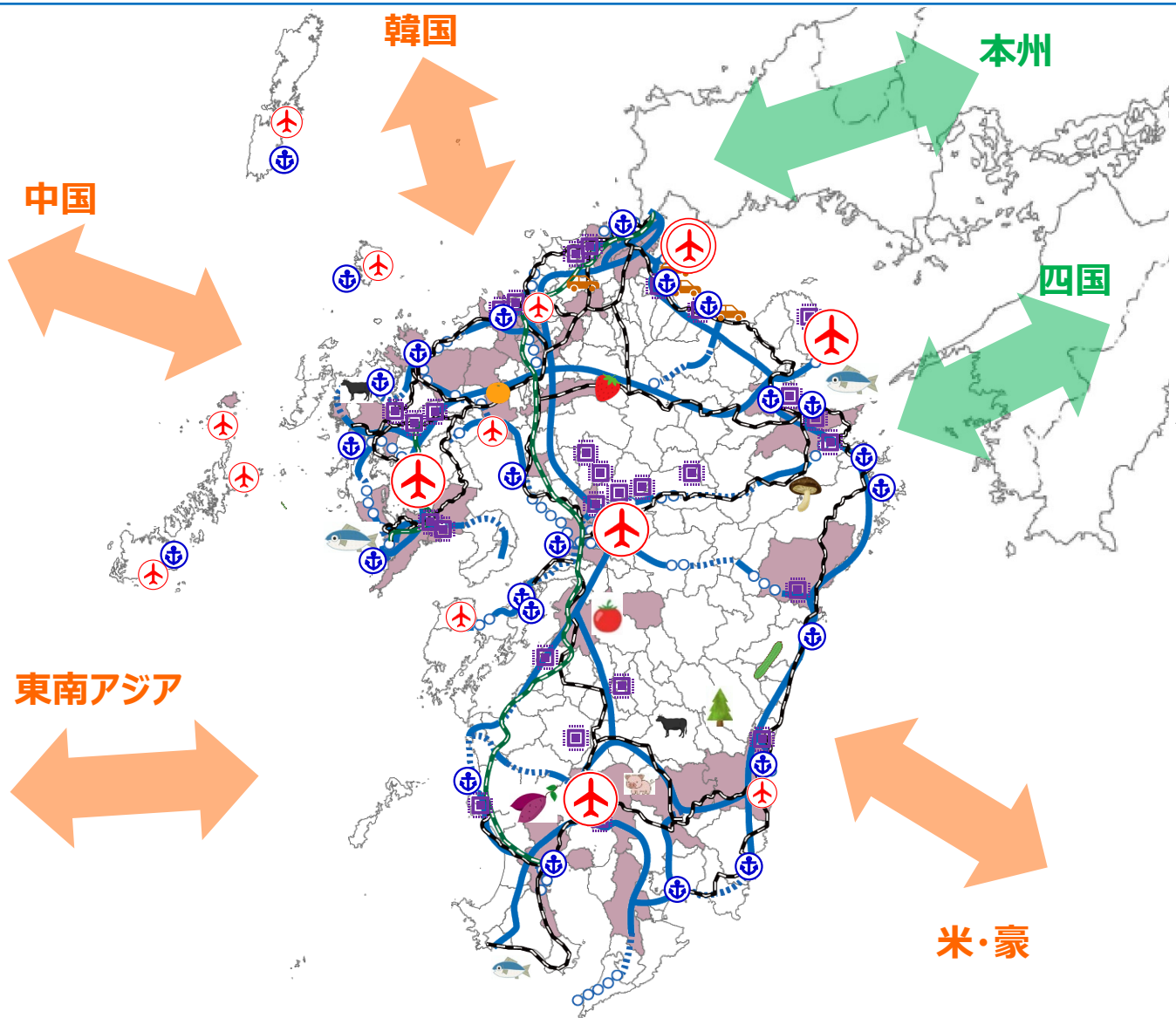

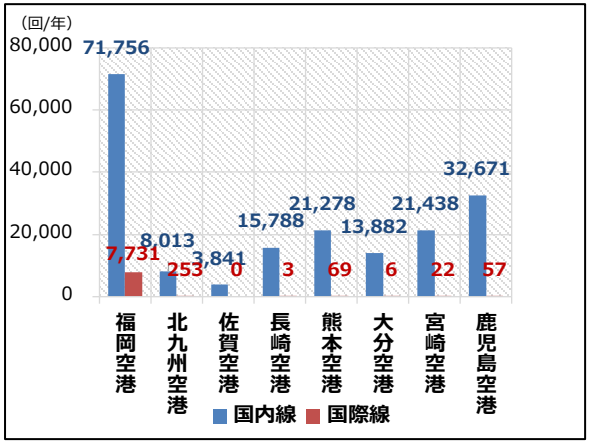

▲空港の年間着陸回数（令和4年度）

※着陸回数は、旅客、貨物、その他すべての飛行機を含む
出典）令和4年空港管理状況調書

- 高規格道路（開通済）
- 高規格道路（事業中）
- 高規格道路（調査中）
- 新幹線
- JR在来線
- 国際拠点港湾・重要港湾（27箇所）
- 主な空港（各県1か所以上）
- 滑走路が3,000m以上の空港（4箇所）
- 24時間運用の空港（1箇所）
- 主な半導体製造工場
- 自動車製造工場
- 各県の代表的な農畜産物
- 人口10万人以上の都市

強く美しい「アイランド九州」の将来像

○ 九州リングネットワーク（クロスからリングへ）を構築し、多重性・代替性機能を持った道路ネットワーク整備
○ 都市や拠点を強靭な道路ネットワークで連絡し、安全・安心な生活環境の形成
○ 巨大災害リスクに対する対応強化（南海トラフ巨大地震における救助・輸送・復旧・復興ルートの確保）

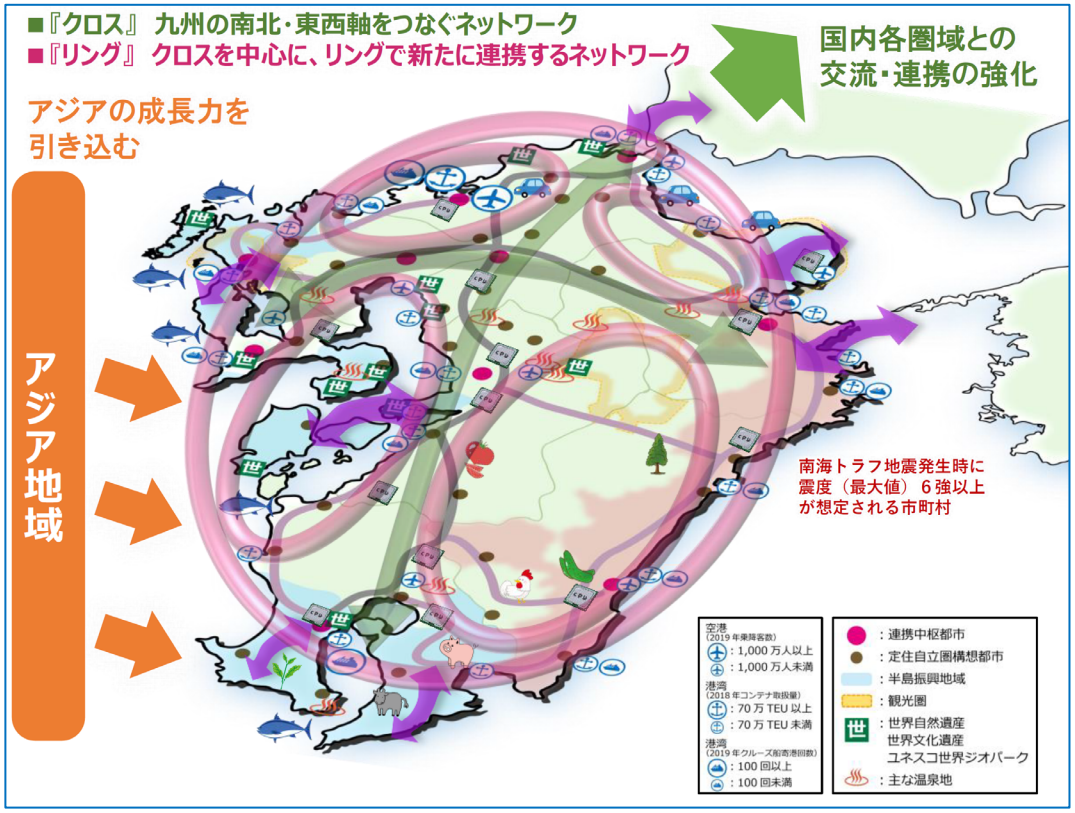

出典）九州新広域道路交通ビジョン

▲九州の広域道路ネットワーク形成イメージ

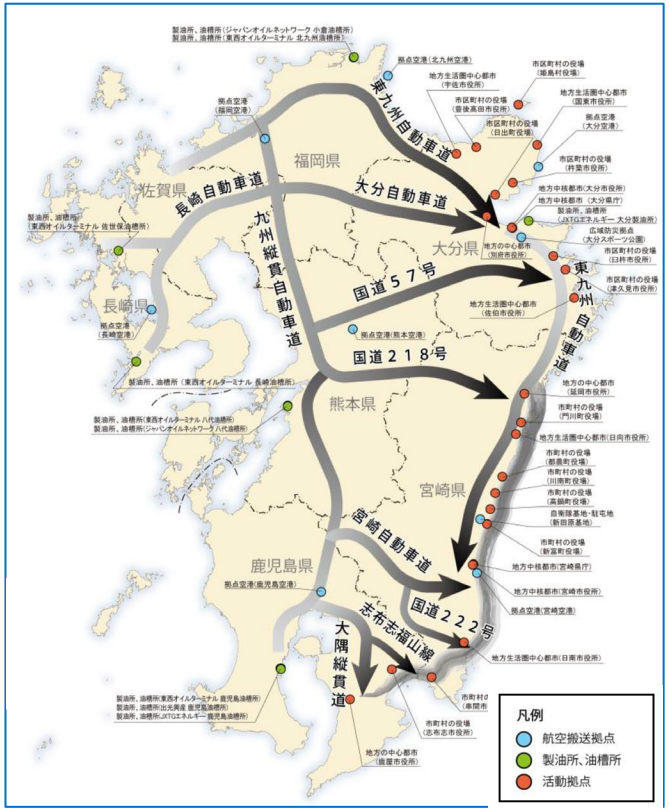

出典）九州道路啓開計画（初版）

▲九州東進作戦

西日本連携（近畿・中国・四国圏域のつながり）

○ 西日本連携は、日本海側、瀬戸内側、太平洋側の3つの軸を効果的に活用
○ 西日本連携の九州側の受皿として、東九州沿岸に縦線の東九州道整備や結節点として港湾・空港とのアクセス向上を推進
○ シームレスな拠点連結型の西日本ネットワークが形成

▼東九州自動車道整備状況

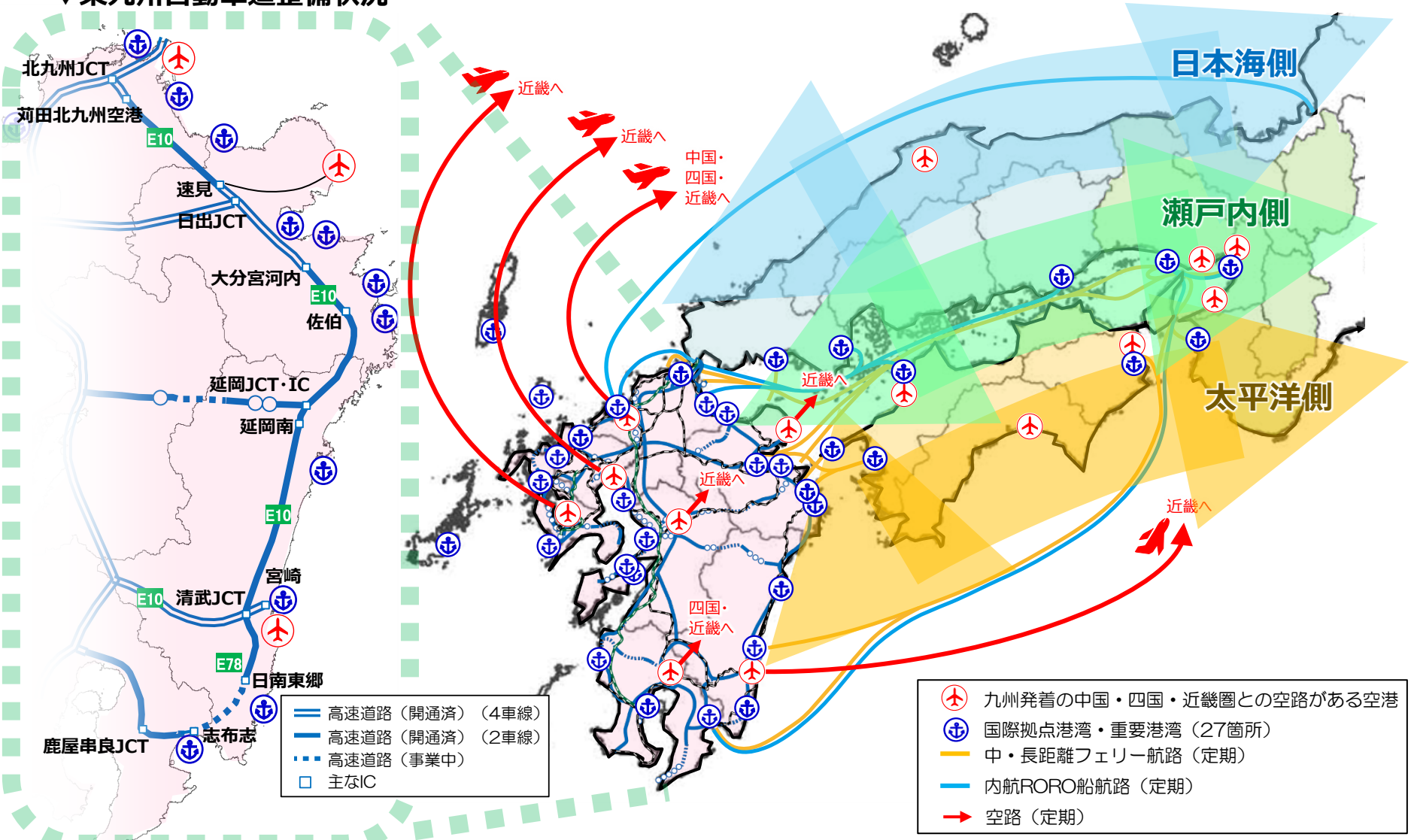

西日本連携（地域生活圏）

○ 山口県下関市と福岡県北九州市は、関門海峡(鉄道、道路、航路)を介して昔から盛んに交流が行われている
○ 現在でも通勤通学で約9,500人／日（令和2年国勢調査）が行き来し、生活圏が形成されている
○ 関門橋・関門国道トンネルの交通量は約6万台／日（令和3年度一般交通量調査）の利用があり、
更なる地域生活圏の発展・連携強化を図る

▲北九州市と下関市間の結びつき

中九州横断道路（熊本県側）周辺の開発状況

○ 中九州横断道路沿線では、世界的半導体企業であるTSMCの関連工場が今年2月に開所し、年内の本格稼働に向け準備が進められているところ。
○ 新生シリコンアイランド九州の実現にむけ、「経済の道」として機能する道路ネットワークの整備を促進。

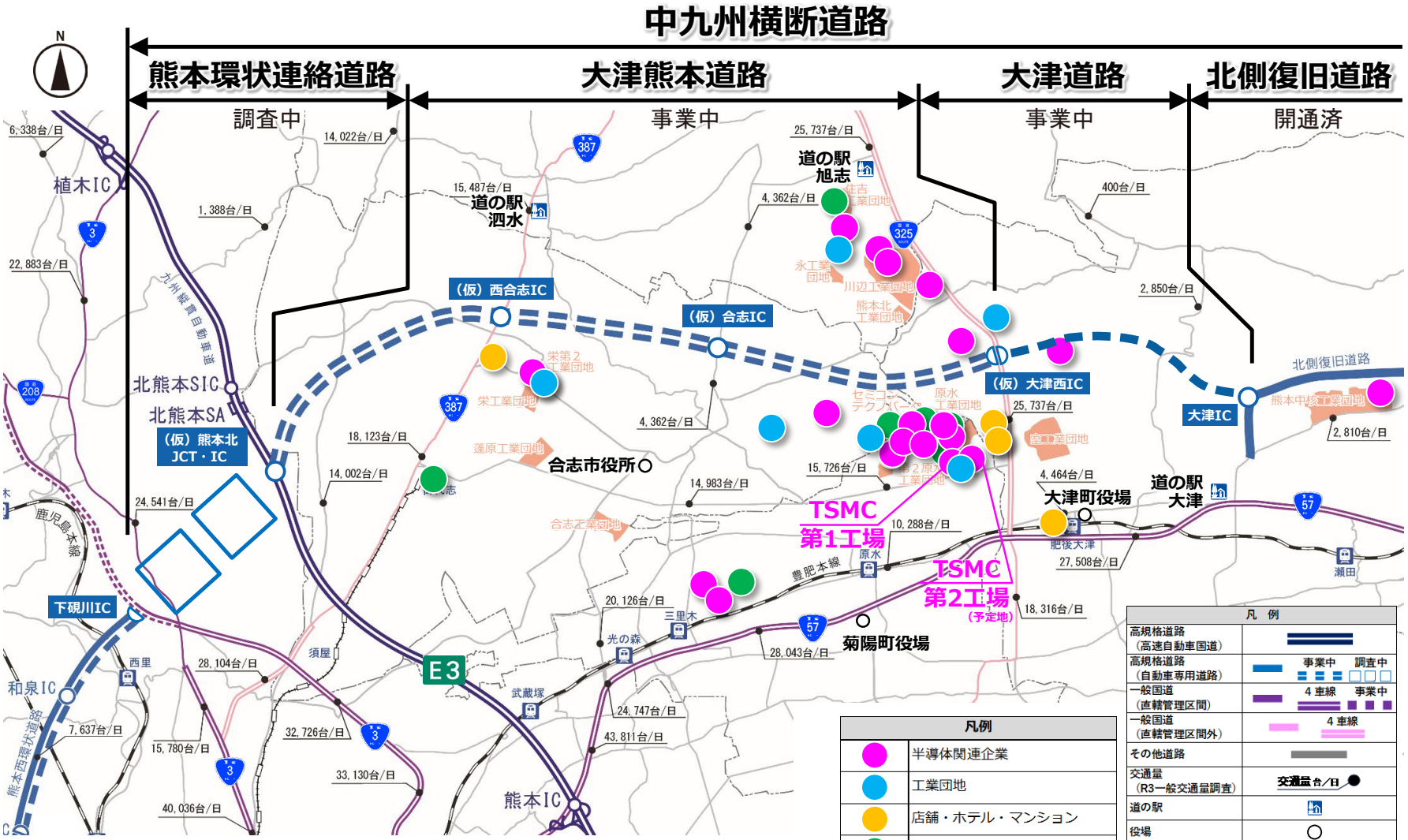

※R3年度以降に開発（予定含む）している箇所を図示

出典：第2回　熊本県　中九州横断道路事業調整会議

9. インフラメンテナンス

インフラの損傷の状況

水管橋の破損

床板鉄筋露出

河川護岸の崩落

臨港道路陥没状況

予防保全の必要性（維持管理・更新費の推計）

○施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」への転換により、今後増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減を図ることが重要。

○国土交通省が所管するインフラを対象に、将来の維持管理・更新費を推計したところ、「事後保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には、2018年度の約2.4倍となる見込み。

○一方、「予防保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には、「事後保全」の場合と比べて約5割減少し、30年間の累計でも約3割減少する見込み。

【将来の維持管理・更新費用の推計結果（2018年11月30日公表）】

30年後（2048年度）の見通し

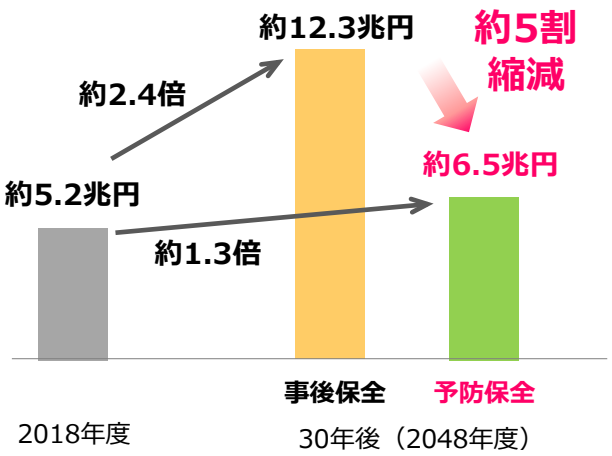

30年後（2048年度）の見通し（累計）

	30年間の合計（2019～2048年度）
事後保全	約280兆円
予防保全	約190兆円

約3割縮減

※1　国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方道路公社、（独）水資源機構、一部事務組合、港務局が管理する施設を対象。
※2　様々な仮定をおいた上で幅を持った値として推計したもの。グラフ及び表ではその最大値を記載。
※3　推計値は不確定要因による増減が想定される。

（参考）用語の定義

予防保全	施設の機能や性能に不具合が生じる前に修繕等の対策を講じること。
事後保全	施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

社会資本の管理体制の現状　各分野の管理者

各分野における管理者別の施設数の割合

出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について　答申」（平成25年12月）
参考資料より国土交通省作成

○市区町村等が管理する分野が多い

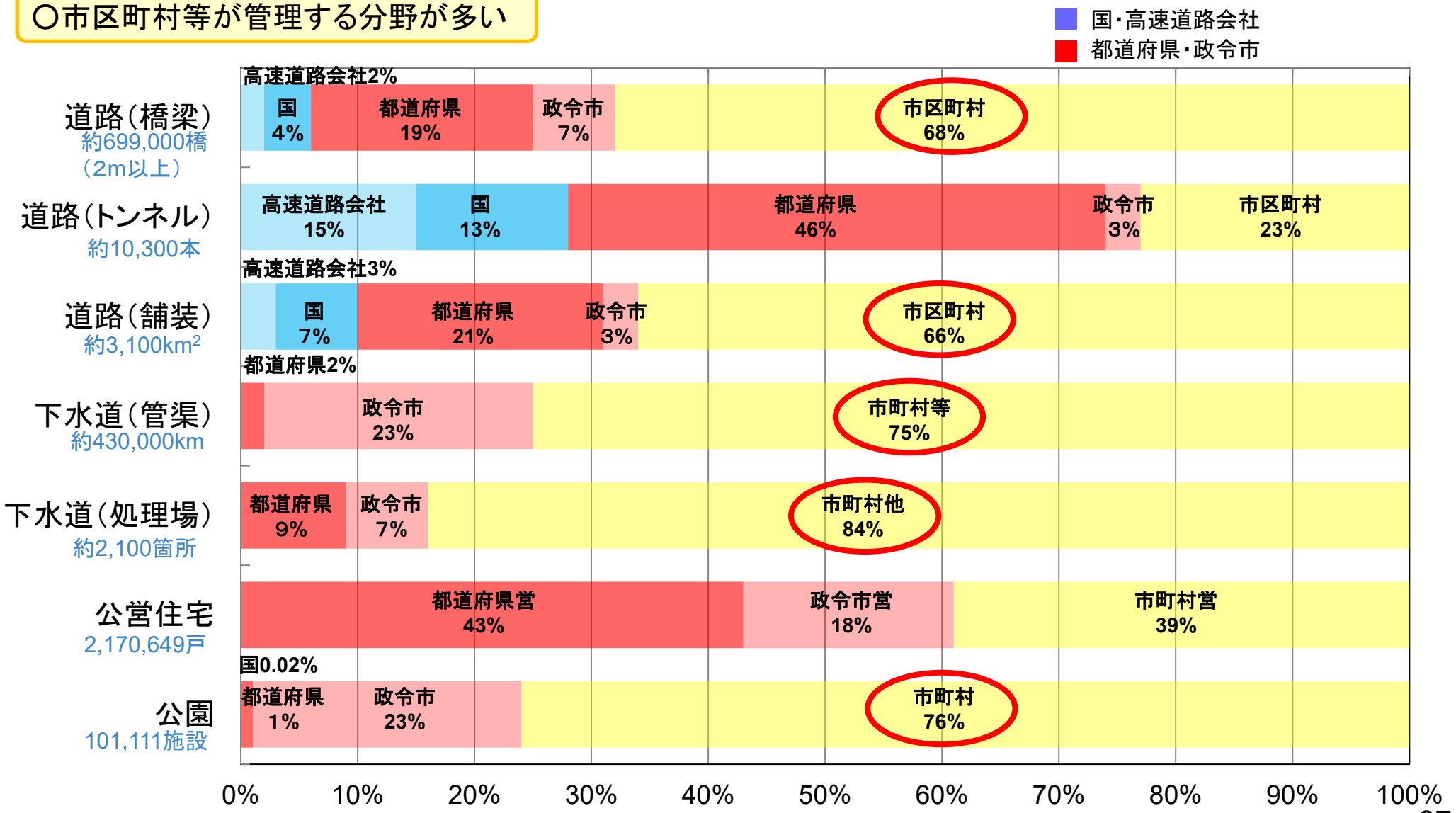

インフラメンテナンスの現況とそれを支える市町村の状況

○建設後50年以上経過する道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等の施設の割合が加速度的に増加。

○市町村の土木部門の職員数は約14%減少（105,187人[2005年度]⇒90,719人[2021年度]）※1と、市町村の全職員数の減少割合より大きく、また、技術系職員が5人以下の市町村は全体の約5割。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

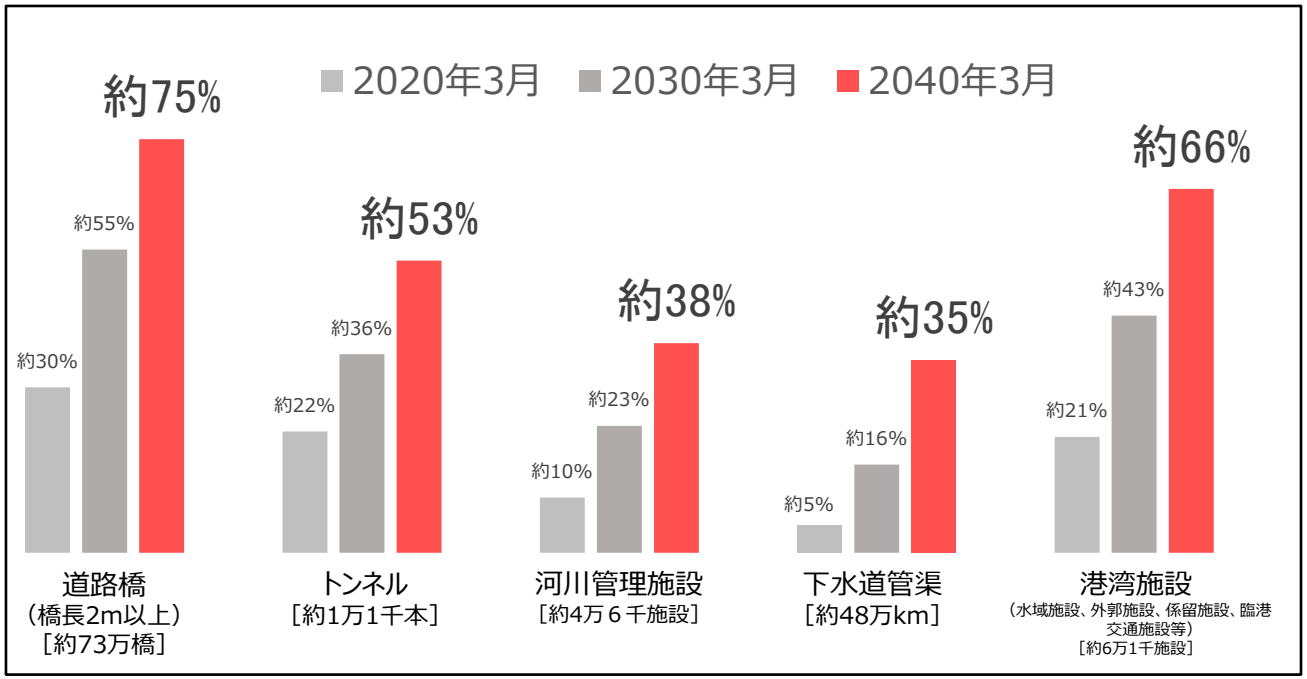

《市町村における技術系職員数》※1,※2

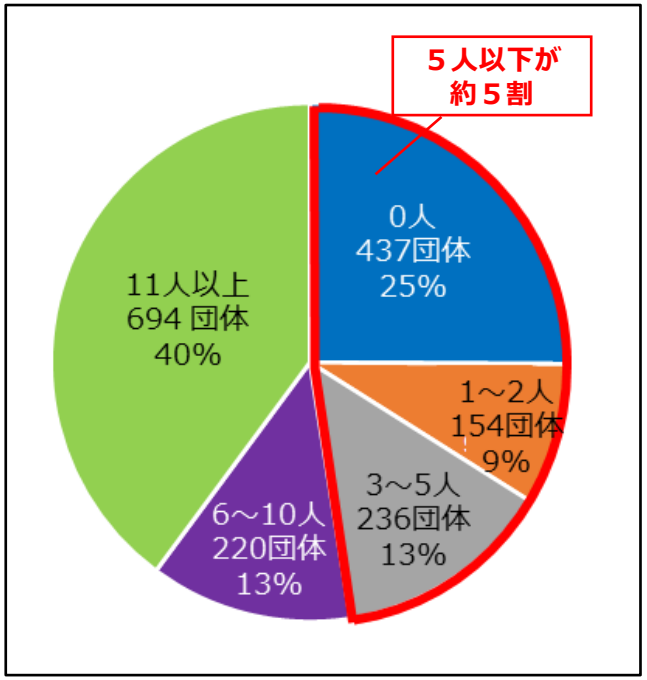

※１：地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。

※２：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

包括的民間委託とは

○受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

○公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うPPP（Public Private Partnership）の一つの形態。

【従来の発注方式例】

個別のインフラ施設について地区・業務ごとに
業務を発注し、それぞれの業務を個別の業者が受注

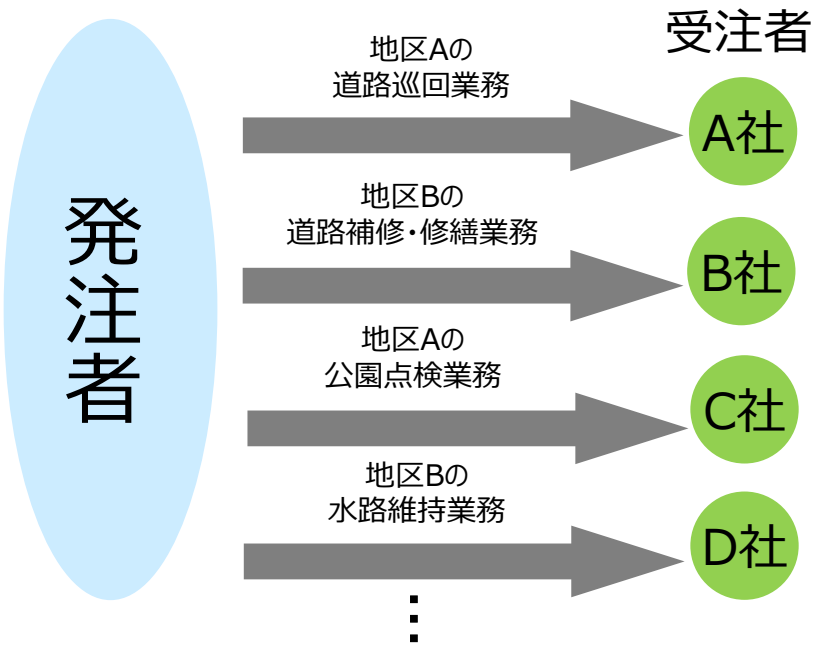

包括化

【包括的民間委託の発注方式例】

複数の業務やエリア、分野を包括化し、
一つの業務でまとめて発注し、JV等が受注

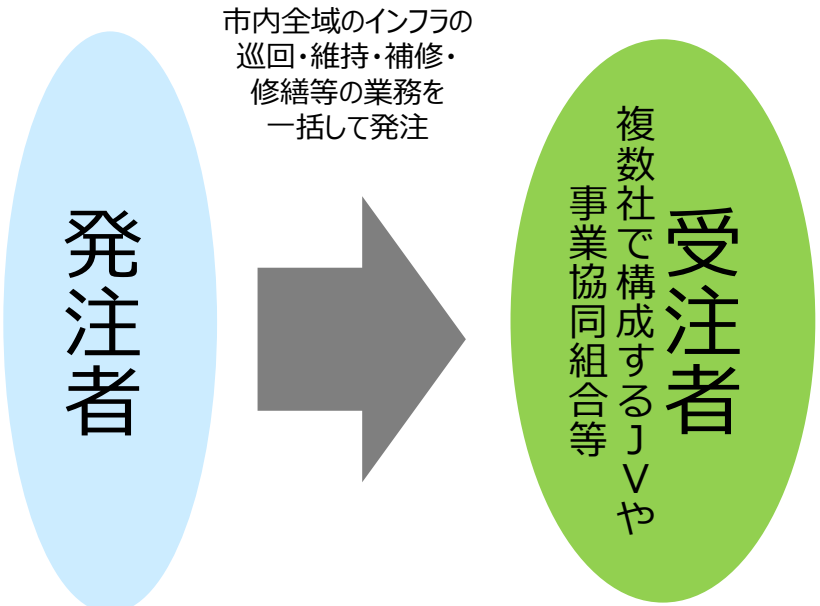

（創意工夫による業務の実施）

包括的民間委託での活用が考えられる広域連携制度の例

○広域連携の主な制度として、以下のような制度が存在し、道路、下水道、河川などの社会資本の管理においても一部活用。

連携協約

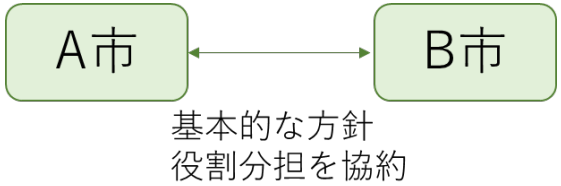

地方公共団体が連携して事務を処理するための基本方針及び役割分担を定めることができる制度。

協議会

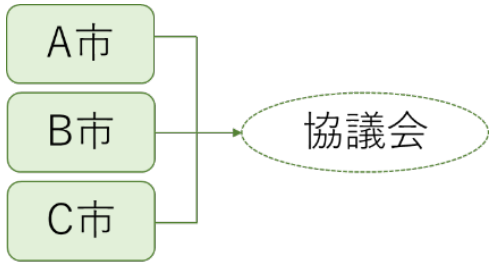

地方公共団体が、連携して管理執行、連絡調整、計画作成を行うことができる制度。

機関の共同設置

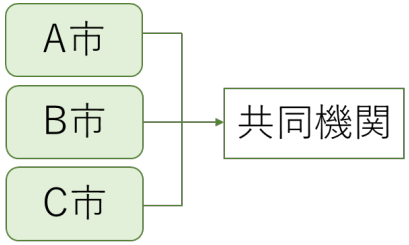

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体で共同設置することができる制度。

事務の委託

地方公共団体の事務の一部についての管理・執行を他の地方公共団体に委ねることができる制度。

一部事務組合

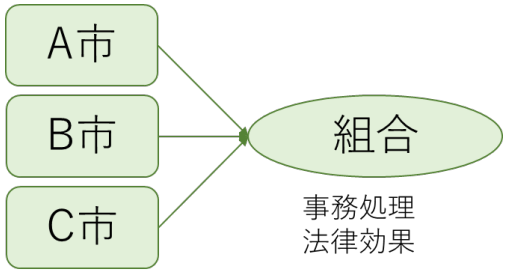

複数の地方公共団体で、地方公共団体の事務の一部を共同して処理することができるようにするために設ける特別地方公共団体。

広域連合

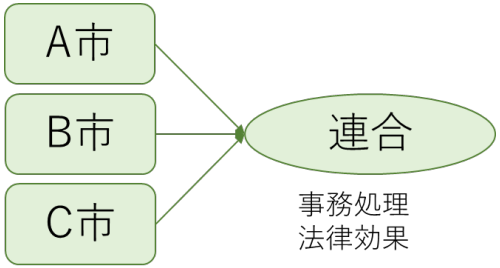

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理することができるようにするために設ける特別地方公共団体。

10. その他

その他の情報提供資料①

○各種情報提供資料を九州地方整備局のHPに掲載しています。

【掲載箇所】九州地方整備局HP
URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/r6kokyokoujinogenjo.pdf

QRコードによるアクセス

その他の情報提供資料②

【アクションの意義】

- ✓ ・「土木」の露出度が増えて認知度が向上することで、市民と土木の距離が近くなる。
- ✓ ・全国の土木関係者がチーム一丸となって土木を盛り上げることができる。
- ✓ ・土木への思いを多くの人に届けることができる。

【参加申し込み不要】

- ◆ 投稿日時：2024 年11 月18 日（月）
  ターゲットタイムは11 時18 分
- ◆ 対象SNS：X（旧Twitter）、Instagram
- ◆ 投稿方法：共通のハッシュタグ「＃土木の日2024」をつけて土木に対する思いや関連する写真、動画、イラストなどを投稿する。
- ◆ デザインシート：投稿に一体感を出すためにデザインシートを制作。公式サイトからダウンロードいただけます。デザインシートを活用してイベントをさらに盛り上げよう！

～公式サイト～
https://doboku1118action.wixsite.com/index
リーフレット・デザインシートダウンロード（PDF、画像）
https://doboku1118action.wixsite.com/index/download